

議 事 日 程 （第 1 号）

平成22年 9 月14日（火曜日）午前 9 時30分 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
 - 日程第 2 会期の決定について
 - 日程第 3 例月出納検査結果報告
 - 日程第 4 平成21年度第三セクターの経営状況の報告について
 - 日程第 5 平成21年度分東白川村教育委員会事務事業点検評価の報告について
 - 日程第 6 議員派遣の件
 - 日程第 7 一 般 質 問
 - 日程第 8 報告第 1 号 平成21年度決算に基づく財政健全化判断比率の報告について
 - 日程第 9 報告第 2 号 平成21年度決算に基づく資金不足比率の報告について
 - 日程第10 承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて
 - 専第 8 号 平成22年度東白川村一般会計補正予算（第 3 号）
 - 専第 9 号 平成22年度東白川村一般会計補正予算（第 4 号）
 - 専第10号 平成22年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第 2 号）
 - 日程第11 議案第45号 東白川村第四次総合計画基本構想の変更について
 - 日程第12 議案第46号 東白川村第四次総合計画後期基本計画の策定について
 - 日程第13 議案第47号 東白川村過疎地域自立促進計画の策定について
 - 日程第14 議案第48号 東白川村営土地改良事業の施行について
 - 日程第15 議案第49号 平成22年度東白川村一般会計補正予算（第 5 号）
 - 日程第16 議案第50号 平成22年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
 - 日程第17 議案第51号 平成22年度東白川村介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
 - 日程第18 議案第52号 平成22年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第 3 号）
 - 日程第19 議案第53号 平成22年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第 2 号）
 - 日程第20 同意第 7 号 東白川村教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
 - 日程第21 認定第 1 号 平成21年度東白川村一般会計歳入歳出決算認定について
 - 日程第22 認定第 2 号 平成21年度東白川村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
 - 日程第23 認定第 3 号 平成21年度東白川村老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
 - 日程第24 認定第 4 号 平成21年度東白川村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
 - 日程第25 認定第 5 号 平成21年度東白川村簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
 - 日程第26 認定第 6 号 平成21年度東白川村下水道特別会計歳入歳出決算認定について
 - 日程第27 認定第 7 号 平成21年度東白川村国保診療所特別会計歳入歳出決算認定について
 - 日程第28 認定第 8 号 平成21年度東白川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
-

出席議員（７名）

1 番 村 雲 辰 善
3 番 樋 口 春 市
5 番 今 井 保 都
7 番 安 江 祐 策

2 番 桂 川 一 喜
4 番 服 田 順 次
6 番 安 倍 徹

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

村 長	安 江 眞 一	教 育 長	安 江 雅 信
参 事	今 井 俊 郎	会 計 管 理 者	安 江 清 高
村 民 課 長	小 池 毅	産 業 建 設 課 長	松 岡 安 幸
教 育 課 長	安 江 宏	国 保 診 療 所 事 務 局 長	安 江 弘 企
国 保 診 療 所 長	北 川 浩 司	総 務 課 長 補 佐 兼 行 政 係 長	安 江 良 浩
総 務 課 長 補 佐 兼 企 画 財 政 係 長	安 江 誠	情 報 通 信 係 長	今 井 明 徳
農 務 係 長	安 江 修 治	建 設 係 長	樋 口 章 久
地 域 振 興 係 長	桂 川 憲 生	監 査 委 員	安 江 正 彦

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 書 記 河 田 孝

◎開会及び開議の宣告

○議長（服田順次君）

ただいまから平成22年第3回東白川村議会定例会を開会します。

本日の出席議員は7名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（服田順次君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定によって、6番 安倍徹君、7番 安江祐策君を指名します。

◎会期の決定について

○議長（服田順次君）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月22日までの9日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月22日までの9日間に決定しました。

◎例月出納検査結果報告

○議長（服田順次君）

日程第3、例月出納検査結果報告を行います。

監査委員の報告を求めます。

監査委員 安江正彦君。

○監査委員（安江正彦君）

平成22年9月14日、東白川村議会議長 服田順次様。東白川村監査委員 安江正彦、同じく安倍徹。

例月出納検査結果報告。

平成22年5月分、6月分及び7月分の出納検査を実施したので、その結果を地方自治法第235条の2第3項の規定により報告する。

記、1. 検査の対象 平成22年5月分、6月分及び7月分の東白川村一般会計、国民健康保険特別会計、老人保健特別会計、介護保険特別会計、簡易水道特別会計、下水道特別会計、国保診療所特別会計、後期高齢者医療特別会計、歳入歳出外会計及び基金に係る現金、預金等の保管状況。

2. 検査の時期 平成22年6月29日、平成22年7月27日及び平成22年8月27日。

3. 検査の結果 平成22年5月末日、6月末日及び7月末日における上記会計の予算執行状況、現金及び預金の現在高並びにその保管状況は別紙のとおりであり、諸帳簿の計数はすべて関係書類に合致し正確であった。以上です。

○議長（服田順次君）

監査委員の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、例月出納検査結果報告を終わります。

◎平成21年度第三セクターの経営状況の報告について

○議長（服田順次君）

日程第4、平成21年度第三セクターの経営状況の報告を行います。

本件について、報告者の説明を求めます。

産業建設課長 松岡安幸君。

○産業建設課長（松岡安幸君）

平成22年9月14日、東白川村議会議長 服田順次様。東白川村長。

平成21年度第三セクターの経営状況の報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定による平成21年度第三セクターの経営状況について、下記のとおり報告する。

記といたしまして、報告を要する法人名及び提出書類ですが、株式会社ふるさと企画、別添の定時株主総会の提出資料、株式会社東白川、定時株主の総会資料、有限会社新世紀工房、同じく定時株主総会の資料でございます。

以上でございますが、この報告は、地方自治法の定めにより、地方公共団体が2分の1以上出資しています法人の経営状況について、毎年議会に報告することになっております。

なお、この書類につきましては、8月20日に行われました議会の全員協議会、それから（株）東白川につきましては、総会に資料を配付して、議員の皆様には説明をしておりますので、本日は省略をさせていただきますので、どうかよろしくお願いいたします。

○議長（服田順次君）

ただいまの報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、平成21年度第三セクターの経営状況の報告を終わります。

◎平成21年度分東白川村教育委員会事務事業点検評価の報告について

○議長（服田順次君）

日程第5、平成21年度分東白川村教育委員会事務事業点検評価の報告を行います。

本件について、報告者の説明を求めます。

教育長 安江雅信君。

○教育長（安江雅信君）

平成22年9月14日、東白川村議会議長 服田順次様。東白川村教育委員会委員長 安江千章。

平成21年度分東白川村教育委員会事務事業点検評価の報告について。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定により、下記のとおり報告いたします。

記、報告を要する事項及び提出書類 教育委員会事務事業の点検評価の報告。別添「平成21年度分東白川村教育委員会事務事業点検評価報告書」。

本件につきましては、教育委員会が所管をします事務事業につきまして点検評価を行い、報告書を議会の皆様に提出するものと定められておりますので、その規定により行わせていただくものでございます。

なお、報告書の提出及び説明につきましては、8月20日開催の議会全員協議会で行わせていただいておりますので、本日は省略をさせていただきますが、よろしくお願いをいたします。

○議長（服田順次君）

ただいまの報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上、平成21年度分東白川村教育委員会事務事業点検評価の報告を終わります。

◎議員派遣の件

○議長（服田順次君）

日程第6、議員派遣の件を議題とします。

本件について、趣旨説明を求めます。

議会運営委員長 安倍徹君。

○議会運営委員長（安倍 徹君）

議員派遣の件について説明をいたします。

次のとおり議員を派遣する。

第34回郷土歌舞伎公演、文化振興に資する。はなのき会館、22年9月19日、議員全員。

二つ目に、小学校運動会、児童の健康増進に資する。小学校、9月25日、議員全員。

3. 保育園運動会、園児の健康増進に資する。みつば保育園、10月2日、議員全員。

第13回村民運動会、村民の健康増進に資する。総合運動場、平成22年10月10日、議員全員。

尾城山サミット、白川流域市町村の交流に資する。尾城山、10月14日、議員全員。

中学校合唱フェスティバル、教育振興に資する。中学校、10月24日、今井保都議員。

東白川村文化祭、文化振興に資する。はなのき会館、平成22年11月2日から11月3日、議員全員。

秋フェスタ2010、産業振興の発展に資する。はなのき会館とその周辺、11月14日、議員全員。

可茂地城市町村議会議長会議員研修会、可茂地城市町村議会議員の研さんと交流により相互理解を深める。シティホテル美濃加茂、11月15日、議員全員。以上でございます。

次のとおり議長決裁により議員を派遣したので報告するの項目につきましては、お手元の書類によりまして、皆様御確認をお願いいたします。以上でございます。

○議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を省略し、議員派遣の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに、また議長決定分について承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は原案のとおり可決・承認されました。

お諮りします。ただいま決定した議員派遣の内容について変更の必要が生じた場合は、変更事項について議長一任をお願いできませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、決定した議員派遣について変更の必要が生じた場合は、議長一任で変更できることに決定しました。

これで議員派遣の件を終わります。

◎一般質問

○議長（服田順次君）

日程第7、一般質問を行います。

通告者は5名です。

通告順に質問を許可しますが、一般質問の内容により一部変更を行いますので、よろしくお願

を申し上げます。

2 番 桂川一喜君。

〔2 番 桂川一喜君 一般質問〕

○2 番（桂川一喜君）

質問に先立ち、先日行われました老人福祉大会に出席させていただき、本村を長い間支えてくださっている諸先輩方の活力を改めて感じさせていただきました。

少子・高齢化が叫ばれる中、その短所ばかりが目立ちますが、逆に、素晴らしい財産を多く持っている東白川村ではないかと、心強い気がしました。今後もいろいろな面でアドバイスやお力添えをいただきながら、村の将来をつくり上げていかなければならないと、改めて確認いたしました。

きょうの質問事項にある公共施設の管理におきましても、日ごろから人的、金銭的協力をいただいていることも重ねて感謝したいと思います。

さて今回は、大きく分けて3点の質問をさせていただきます。

初めに、昨今の財政難を背景に、行政と住民とが協力してさまざまなものに取り組み始めています。その一つに、集会施設の管理運営というものがありますが、まずその現状について何点か伺いたいと思います。

集会施設はどんどんふえ続けてきました。地元の要求でつくられたものも多いかと思いますが、つくられた後、地元の実質の管理委託をしているものが幾つあるのか伺います。

施設である以上、保守点検にかかる費用や修理改善にかかる費用が発生すると思いますが、そうした費用はだれがどのような形で負担しているのか、村が把握しておられる状況について伺います。

村の方から捻出されているそれらの費用の総額は一体幾らになっているのか、参考までに伺います。また維持費として、受取先が村である水道代のようなものは免除されてもいいのではないかと思います。また、免除されていないのはなぜでしょうか。これらもあわせて伺います。

次に、7月に発生しました災害において、被害に遭われた方には心からお見舞い申し上げます。ともに、地域の方々や役場の職員、ほかにもさまざまな人の御協力、努力には改めて感謝したいと思います。そのことに関連して、災害発生時、もしくは災害予想時に非常に大切な役割を果たす非常放送について、以前から気になっている点があるので御質問いたします。

本村にCATVが整備されてから、屋外においては非常放送を聞くことが事実上不可能に近くなっています。先日行われた防災訓練の際にも、避難途中や避難場所においては非常放送の続きが聞けない、つまり、新しい情報が手に入らないという問題が発生しているように感じられました。もし屋外にいたとき、新たな災害の発生や予知等の情報が流されたとしても、気づくことすらできないのではないのでしょうか。本村には、住民だけではなく、1年を通してたくさんの外来者が訪れています。特に川に関連する外来者においては、水害等の予想、警告を告知する必要性は非常に高いのではないかと思います。もちろん、川や山というものは、外来者だけでなく住民にとっても同じ不安を抱えることになるのではないかと思います。これらをあわせて、村として屋外におけ

る非常放送の必要性を感じておられるかどうか伺います。

最後に、村の基幹産業の一つである木造住宅産業の振興策としてスタートしておりますフォレストスタイルですが、営業を目的とする事業なので、一定の売り上げをもって成果と呼べるものであるはず。そこで、売り上げ実績等、営業経費について何点か伺いたいと思います。

ことし3月の定例会では、現在、6人のお客様という状況。契約までには3ヵ月から半年近くかかるものと予想しているとの答弁でしたが、既に半年経過したわけですが、契約成立件数は何件で、今後3ヵ月から半年後に契約成立が見込まれるお客様は現在何人いるのか伺います。

ホームページを利用した営業形態で始まったフォレストスタイルですが、現在のホームページの利用状況はどうなっているのか、また、当初の予算約6,000万や職員の人件費等を含めて、現在までにどれだけの費用が投入されたのか伺います。

民営化への指針として、当初2年という期間が語られていましたが、最終的にどれぐらいの費用を投入する予定であるのかも伺います。

売り上げと経費について今質問したわけですが、結果として、フォレストスタイル事業の収益が明らかになるはずだと思います。現在の収益の状況と、それがいつまで続く予想なのか、村としての見解を伺っておきたいと思います。

3月の定例会では、村長は、経済活動でありますので、いつまでも役場の仕事というわけにはまいりません。一日も早くひとり立ちできるように支援をしてまいりますと答弁しておられますが、本当にひとり立ちが可能だと思っておられるのかをあわせて伺います。

○議長（服田順次君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

桂川議員にお答えをいたします。

公共施設の管理については、管理規則がありますので、係の方からお答えをいたします。

非常放送についてですが、野外では聞くことができないのが現状でございます。全国瞬時警報システムは今年度導入予定であります、これでどれだけのカバーができるか、これも係の方から詳しい説明をいたします。

それから、フォレストスタイルについては、東白川村に仕事をふやすということを目標に立ち上げたものでありますので、木材関連産業の村民の方々の収益がよくなれば、それでよいのであります。フォレストスタイルの収益は目的にはしておりません。ひとり立ちということは、自治体が手を出さなくてもよくなるということでございます。これが、私としてはなるべく一つの会社として立派になることが目的でございますが、時代の変遷によって、もしもこれが必要ないということになれば、これも自治体が手を出す必要がなくなるわけでございます。そういう意味で、自治体のやる仕事は、自治体そのものがもうかるということでもなく、十分に村民の方々が仕事できれば十分であると、こんなふうに思っております。以上です。

○議長（服田順次君）

参事 今井俊郎君。

○参事（今井俊郎君）

それでは私の方から、まず集会施設のことについてお答えをします。

まず最初に、村内に地域に管理を委託してある集会施設は幾つあるかという御質問でございますが、村内には、越原に10、神土に14、五加に6施設で、合計30施設あります。この数の中には、村民センター、それからはなのき会館別館、これらも一つの施設としてカウントしてございます。また、各地にございます消防のコミュニティセンターも、集会施設の機能をあわせ持つとしてございますので、カウントしてございます。

次に、このうち制度事業を活用して村が建設したものは22カ所、地域独自でつくられたものが8あります。越原地域集会所はもともと村のものであったということで、村がつくったものとして数えて、先ほどの数字の中に入っております。

さて、このうち地域や団体へ指定管理制度で管理をお願いしているものは、17の施設でございます。村が直接管理しているものがはなのき会館、はなのき会館別館、村民センター、それから防災センターの四つの施設であります。したがって、あとの9施設は、各地域独自での管理となっております。

次に、それぞれの保守点検に係る費用はどのような形でだれが負担しているかという質問でございますが、保守点検の代表的なものは、浄化槽の保守点検の費用だと思いますが、浄化槽のない施設もあります。消防のコミュニティセンターは村が負担しております。そのほかは指定団体で負担していただいております。ちなみに電気代やガス代などの光熱費も、消防のコミュニティセンター以外は指定団体で負担をしていただいているのが現状でございます。

次に、修繕費が必要になったとき、どのようにしているかという御質問でございますが、指定管理制度については、公費の負担割合を決めております。指定管理制度の適用している施設には、集会施設だけでなく、公園ですとか、第三セクターが営業に使用している施設などがあります。道の駅ですとか、味彩とか、そういったものでございます。

それぞれの施設の建設の経緯や施設の持つ目的で、利用負担の割合を3ランクに分けております。そこで、集会施設でございますが、直接管理をしております消防のコミュニティセンター以外の集会施設はCランクとして、30万円未満のすべての修繕は全額指定管理を受けていただいている団体で負担をしていただき、30万円以上のすべての修繕については、村は3分の1の助成を行うと、こういう形で行っております。指定管理をしていない、地域独自の集会施設においても、陳情等がございましたら、これに準じた取り扱いとさせていただきます。

次に、村が負担している維持管理費の総額は幾らになるかという質問でございますが、集会施設のうち、消防コミュニティセンターの維持管理費が174万6,000円ほどになっております。はなのき会館は、別館と本館とを合わせて数字が出してございますので細かに分けることはできませんが、679万2,000円、これは21年度の実績でございます。村民センターも、役場庁舎の別館という位置づけもございますので、庁舎管理費として総額で689万円ほど支出をされております。純然たる集会

施設の維持費は、これらの施設についてはわずかであると考えております。同じく消防コミュニティセンターやはなのき会館とも、主な目的は集会施設ではございませんので、集会施設としての村が建設するこれらの施設に対する額は、そんなに大きいものにはならないと考えております。

ほかに越原センター、五加センター、それから五葉会館については、村が管理料をお支払いしております。越原センター、五加センターについては年間8,000円、五葉会館については5,000円の管理料をお支払いしております。これは、村がこれらの施設を使用することもございますので、そのかわりという考えでございます。

次に5番目ですが、水道代等の村に支払う費用を地域管理の集会施設においても徴収するのはなぜかという質問でございますが、これは先ほど来の考えと一緒に、受益者負担の原則で、それぞれの管理者で支払っていただくのが当然と考えております。

次に、非常放送についての御質問でございますが、いずれの質問も、屋外への告知用放送が聞ける状況をどうするかという質問であると思いますので、まとめてお答えをします。

屋外の緊急告知用のスピーカーは、前の有線放送時代にも設置はされておりました。夏休みにはラジオ体操を行うために集会場内にスピーカーを設置したことがありますが、これらについても夏休み以外は音を切っております。

さて、一時避難所などの屋外にスピーカーを設置することは、技術的には可能でございます。緊急放送用の端末機を設置すれば、グループ分けにより緊急放送のみを放送することは可能でございます。

それから、一時避難所全部に設置可能かどうかは、私有地等の制限もあり、検討が必要でございます。また、スピーカーの機能にもよりますが、適当な音量が確保できるかなど、いろいろと課題がございます。今後、費用対効果の観点と、自主防災会の皆さんの御意見など参考にして、議会の皆様方とも御相談をしてみたいと思っております。

また、全国瞬時警報システム（Jアラート）というものが今年度導入されました。これは、国が発令します地震の予知放送ですとか、ミサイルが発射されたというようなときに、国がそれを瞬時に全国の市町村へ情報を流すというものでございますが、これを東白川村はCATVの方へつなぐという行為を今年度予定しております。この情報を個人の携帯メールで受けるように進める予定であります。容量としては、村民全員の方がこれを携帯で受けることができます。ただし、費用負担の問題ですとか、これが受ける方は個人負担という形もございます。どのような形で受信を広げていくかは、今後の検討課題としております。

現状では、屋外である一時避難所への連絡は、自主防災会の皆さんに持っていただいております。防災無線での連絡が頼りになるかと思います。外来者については、加子母から鉄砲水等の情報が入った場合は役場へ入ってきますので、CATVでまず放送をする。これで川に近寄らないように家人の方からそれぞれの家庭での対応をお願いしますし、全く川にいる方について、これは危険という判断をした場合は、広報車で川にいる人に注意をして回るということを現実、過去に行ったこともございます。以上でございます。

○議長（服田順次君）

産業建設課長 松岡安幸君。

○産業建設課長（松岡安幸君）

それでは、フォレストスタイルの実績等につきまして御報告させていただきます。

完成したのが1件、それから建築中が7件、設計中が3件でございます。これから契約の見込みですけれども、6から8件という予定でございます。今、完成1件、建築中7件と、合計8件でございますが、この契約金額は3億5,000円と、1件あたり3,700万ほどの契約になっております。

それから、ホームページにつきましては、アクセス件数が2万9,205件、平均のサイト滞在が3分53秒、メンバー登録者数が187人、そのうちのプラス登録者が25人というようなことになっております。

それから、今までの予算の投入ということで、20年、21年度と国の委託事業を受けまして、サイトをつくってきました。そのため、20年が3,607万4,000円、21年が4,114万円、ここはほとんどが国庫の委託金でございますけれども、22年度が、現在までの予算の執行状況では740万ほど執行しております。以上です。

〔2番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

再質問、2番 桂川一喜君。

○2番（桂川一喜君）

ただいま細かい数字を聞いてしまったために、また、細かく返答いただきましてありがとうございました。

実はこの細かい数字もさることながら、最初にありました施設につきましては、地元の負担に対する村の補助という金額と、実際に村がはなのき会館ですとかそういうところに支出しております金額と比べたときに、余りにも村が独自で管理しているものに対して地元に対して補助していただける金額が少ないのではないかということと、昔は少なかった施設がどんどんふえていく、ふえていく過程の中で新たにつくられたものに対してどんどん費用がかかっていく、そちらに少ない財政を振り分けることによって、昔からあるものに対する負担を住民に課しているような印象を持つ点と、CATVについても同じような感覚を持つわけですが、本来、非常放送について十分な予算を割けるはずであったものが、CATVを整備するときに大量の予算を使われて、現在も一般会計等からどんどん費用が出ていっています。

それで、先ほど村長さんから何度も出てまいりました、費用についての不安があるので前に向かって進めていけない等の話が出ているときに、今まで村が新たな事業を展開するたびに、その事業にまつわる経費がかさんでいって、そのツケを最終的に住民に負担させるという構図ができ上がってきていないかということがちょっと不安になっているわけなので、今回の実は関連のなさそうな三つの質問でしたが、その不安な状態を少し数字として確認しようとして質問させていただきました。

本来、村の負担で運営できていたはずの集会施設が、いつの間にか住民負担で運営しなければいけなくなっているとか、何よりも最優先に整備されなくてはいけない非常関係の設備が、ほかに予算をとられてしまっていて後回しにされているとか、今申し上げましたように、その辺のことをもう一度見直すべきではないかと思っております。施設管理するお金ぐらい十分あったはずなのに、住民に我慢を強いたり、住民に負担を強いたりしながら、新たな事業に次々と手を出していく、そんな状態のままこの先進んでいくと、村外との生活のしやすさの差がどんどん広がっていつてしまう、そういう可能性もあるかと思えます。

今回、人口対策等で、村に住んでもらえる人口をふやしたいとか、流出する人口を減らしたいとかいうときに、本来生活をするという一番の基盤になる部分を支えてあげなきゃいけない行政が、それを後回しにして、前向き前向き、前へ進むことばかりに気をとられ過ぎているような感じも見受けられています。お金がないからまず収入をと考えるお気持ちはわからないでもないですが、お金がない今だからこそ、まず何が必要か、必要なことに十分費用をかけて、その上で改めて新たな投資に向かっていく、そんな気構えを持ってほしいものだと希望します。

それを踏まえた上で、住民サービスを犠牲にしてまでフォレストスタイルのような投資的事業に優先的に使われてきている税金を、事業として成功したとき、この利益を住民のために使われていくような何らかの方策が考えられているのかを伺うとともに、もしくは、先ほど村長さんが言われたように、成功が見込めないと思われたときの早期撤退と、それに係る経費を再度住民サービスに回すお考えがあるかどうかを伺っておきたいと思えます。

○議長（服田順次君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

住民の方に重荷を背負わせるなど、こういう叱責であると考えます。

例のフォレストスタイルについても、先ほども答弁申し上げましたように、村がこれによって利益を得て、皆さんに使っていただくということではなしに、これをやることによって村の木材関連業界が活性化をするというのが目的でございます。もちろん、集会施設もなるべく村の方も助成をして支援をしていきたいと、こう思っておりますので、今後ともいろんな面で御指導はいただきたいと思いますが、現状では、それぞれの施設がそれぞれの役目を持っていますので、なかなか一様にいかないというのが現状でございますので、御理解をいただきたいと思えます。

おっしゃるように、事業でも施設でもそうですが、もうこれはだめであるということになれば、事業なら勇気を持ってやめるということが大切でございますし、施設においては勇気を持って取り壊すと、これが原則であると思っております。

フォレストスタイルについては、課長の方から御報告ありましたように、まだまだ伸びる可能性がありますので、今後、もう少し支援をしてまいりたいと考えておりますので、どうか御理解をいただきますようお願いいたします。

〔2番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

再々質問、2番 桂川一喜君。

○2番（桂川一喜君）

しつこいようですが、もう一度だけ確認しておきたいことがあります。

現在、やはりある程度の我慢もしくは協力を住民がしているものが、一体全体いつ報われる日が来るのかということに対する村長の考え方をもう一度確認するとともに、報われないまま延々と我慢すれば村がよくなる。でも、村がよくなったんだったら必ず報われなきゃいけないはずなのに、それに対する明確な答えはもらえていないということと、もう一つは、行政側に利益があればという意味ではありません。必ずこの事業が成功した場合は、行政もしくは村全体、住民の中に利益が発生するからこそ前へ進んでいけるであろうという。じゃあその利益をどうやって今我慢している住民に対して還元できるのかということがないと、何のためにみんなが我慢してこの利益を追及する、要は利益というのは行政のことではありません。村全体の利益を追及している意味というのをもう一度だけ伺いたいと思います。

○議長（服田順次君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

大変難しい質問であると思います。個人の達成感、自分の幸せ感というものはそれぞれ違うわけでございますので、集会施設のお金がかかるということを非常な負担と思われておるという議員の御意見でございますが、私が思うには、村民全員がそう思っておられるとは思っておりません。それぞれ自分たちの施設は自分たちで修理しながら使っていくと、こういうふうに努力をされておるように思っておりますが、いつになったらこれを全額村で持って、皆さんに満足していただけるかということになるわけですが、これはどんなことに対しても、病院一つとっても、100%満足していただけるということはなかなか難しいものでございまして、それに向かって進んでいくという気持ちは当然持っておりますし、また、議員の方々にも御意見を伺いながら進めていきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（服田順次君）

それでは、3番 樋口春市君。

〔3番 樋口春市君 一般質問〕

○3番（樋口春市君）

診療所の改善について御質問をさせていただきます。

前回の質問から3ヵ月余りがたちまして、診療所の改善について、村長のお考えもそれなりにまとめられたものと思います。

先日のアンケート結果では、多くの方たちが、診療所の改善を初め、より一層の医療サービスを求められております。この方たちの多くは、高齢者、小さい子供のいる御家庭での方々が、現在の診療所の運営に対し、不安な日々を過ごされている結果だと思います。

以前、時間外、休日診療、患者数が数人であったにいたしましても、軽症患者が大半であったにしましても、公的な施設として住民の要望にこたえていく必要があると思いますが、いかがでしょうか。

一つ目に、村長はこのアンケートをどのように受けとめられているのか、また、今後、救急診療を始めるお気持ちはあるのかどうか、お聞きをいたします。

次に、今年度、研修義務年限が終わる多田先生に、今後、村に残っていただけるようお願いはできているのか、お伺いをいたします。

○議長（服田順次君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

樋口議員にお答えをいたします。

初めに、アンケートの結果についてどう考えるかとの御質問でございますが、このアンケートは、第四次総合計画後期基本計画に生かさせていただきました。

議員の言われる、アンケートをどう受けとめるかというくだりは、質問6の村内の公共サービスで特に必要だと思うものは何ですかという設問であると推察をいたします。「福祉・医療関連サービス」と答えられた方が、2,477回答中1,239回答であります。一番多い答えでございましたし、私も、また樋口議員もこの中に入っていると思っております。東白川村の福祉と医療を持続させるために努力を惜しむつもりはございません。

それから救急医療についてですが、これは前回もお答えいたしました。現在の診療所の態勢や設備では、救急を受けるわけにはまいりません。これは規則がございますので、ちょっと無理だと思っております。可茂消防の東白川分遣所へ最新の救急車と人材を配備していただくように運動をしておりますので、これによって人命を救助していきたいというふうに思っております。

それから多田先生についての御質問ですが、御存じのように、優秀な先生でございます。来年は村の職員としてお勤めをいただくよう、村長としては勝手にはお願いはいたしました。しかし、多田先生はまだ若く、夢や希望もございますので、これを束縛するつもりはございません。

それから診療所体制については、局長より、新しい計画もあるようですので、お答えをいたします。

○議長（服田順次君）

国保診療所事務局長 安江弘企君。

○国保診療所事務局長（安江弘企君）

診療所の体制でございますけれども、現在、月曜日から金曜日まで、平日診療をしておりますけれども、長期休暇時等に不安というのがありまして、原則、月に2回ですけれども、日曜日の午前中に時間を決めて診療を行う計画を11月から予定をしております。日にちにつきましては、長期休暇時とか、インフルエンザの流行に合わせて診療を行う予定にしております。当面、医師1名で診療を行う予定にしております。必要に応じて、老健の看護師に応援を依頼して実施する予定をして

おります。

〔3番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

再質問、3番 樋口春市君。

○3番（樋口春市君）

前回の村長の答弁では、救急車には救急救命士も同乗しており、安心して救急指定病院に搬送ができるというようなお話でございましたので、東消防署の方にお聞きをいたしました。そうしますと、現在、1週間に1日、また多くて1ヵ月に4日から5日の救急救命士の勤務しかないということで、現在のところ、救急車によつての搬送をされましても、救急救命士による応急処置、応急手当というのは、現在も行われておりません。

それからまた、先ほども村長のお話にありましたように、秋から高規格救急車両が配備されるというお話でございましたけれども、どのような設備をされた救急車両が配備されましても、救急救命士がいなくてはとても生かすことはできませんので、どんな設備の整った車両でありましても、現在の救急車両と一向に変わりがないということでございます。早い段階に医師がかかわらないと、適切な処置をされることによって救命率も当然上がりますし、病後の結果というものも当然上がってくると思います。

現在、診療所におきましては、1日約70名ほどの患者さんしかいないという、前回の安倍議員の質問にもございましたように、年々患者数が減ってきている。それで、先ほども多田先生につきましては、どうも来年からはお願いできないような回答でございましたけれど、研修義務年限が2年間であったということは既に2年前にわかっておることでございますので、今までに既に働きかけをされてきて当然だと思います。今、全国的に医師不足でこれだけ騒がれているのに、もうあと半年で終えていかれるというようなときになって、先生をお願いしたけど、やっぱり若いからというような、本当に意欲的に多田先生は、現在、「ほっと茶んねる」を初め、各地域に出かけられて、高齢者の方々と本当に交流を深めておられます。「ほっと茶んねる」の中でも「健康見たもん勝ち」ですか、本当に欠かすことのできないような番組になっております。高齢者の方たちにおかれましても、楽しみにされておる方もたくさん見えるというようなことで、今後もこうした取り組みをしていただいて、地域の方たちとの信頼関係を保っていただけると、我々も本当に楽しみにしておりました。こうした住民の声を率直に受けとめられて、これは本当に村の将来を考えられた真剣な住民の意見であるということを重ねて受けとめていただきたいと思います。

○議長（服田順次君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

多田先生は今回が初めてではございませんので、私もよく知っておりますし、来られたときから、何とかこの村にとどまっていたきたいということは、事あるごとに申し上げてまいりました。優秀な先生であるということは議員もお認めでございますが、将来を嘱望される岐阜県の大事な先生

であることには変わりがないわけでありまして、私がお引きとめをして、何とかここにおっていただきたいというのも、これは村益でありますので、私は村長としては口を酸っぱくして申し上げてはおりますが、決定は多分ことしじゅうであるかと思います。県の方へも局長と参事が出かけてまいりまして、いろんなことをお願いをしてきております。どのような結果になろうとも、東白川村から医療施設をなくするというのが一番いけないことであるので、何としてでもこれを守っていくべく努力をさせていただきます。もしも多田先生がよその病院へ行かれるならば、何とか岐阜県の病院へ行っていただいて、そして、またいつの日か、うちの診療所へも来ていただきたいと、こんなふうに思っております。

〔3番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

3番 樋口春市君。

○3番（樋口春市君）

人口対策も本当に大切でございますけれども、現在、村に住んでみえる住民の皆さん方が本当に安心して暮らしていただけるような医療の充実を図っていかれることが最優先だと思いますので、今後、より一層の充実を図っていただきますようお願いをいたします。

○議長（服田順次君）

ここで暫時休憩とします。開始は40分から始めたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

午前10時32分 休憩

午前10時40分 再開

○議長（服田順次君）

会議を再開します。

一般質問の続きを行います。

ここで、1番議員 村雲辰善君にお願いします。

〔1番 村雲辰善君 一般質問〕

○1番（村雲辰善君）

それでは、住民生活の安心・安全上の観点より、少子化、高齢化が進行する中での地域医療の将来に向けた取り組みについてと、ゲリラ豪雨等の異常気象における災害対策について、2件の質問をさせていただきます。

質問に入る前に、お手元の参考資料を見ていただきたいと思います。

これは、本村の少子化・高齢化がどのように進行するかを、住民基本台帳を参照し、人口ピラミッドの形状から予測したものです。向かって左側が、ことし3月末時点の人口ピラミッドです。現在の東白川村の人口動態を年齢別にあらわしております。向かって右側が、この5年間の年齢別の人口の増減を参考にして、10年後の大まかな人口ピラミッドの形状を予測したものです。

今回は、少子化、高齢化が進行した状態を視覚的に参考にしていただくために、数値には触れておりません。このまま何もすることなく自然の流れのままで経過した場合には、10年後に、大まかな人口ピラミッドとしてはこのような形状になるということを予測しております。この高齢層に対して若年層が異常に少ない形は、人口の少ない本村のような村、自治体の特徴になります。これが本村が置かれている少子・高齢化の現況だということです。そして、この人口ピラミッドは、ほうっておけばどんどん縮小していくと。とまることがない形だとも言われております。このような状況のもとで、医療についての質問をさせていただきます。

まず一つ目に、少子化、高齢化が進行する中で、地域医療の将来に向けた取り組みについて質問をさせていただきます。

先ほどもお話がありましたが、村民ニーズ調査の実施結果で、半数の方が、「あなた自身が受ける村内の公共的サービスで特に必要だと思うものは何ですか」という質問に対して、「福祉・医療関連サービス」とお答えになっております。また、住民の皆様からも多く医療に対する御意見を聞かせていただいております。そういった意味でも、注目度は今非常に高いものがあると考えております。

このような多くの声の中で、本村が迎えるまず高齢化を考えてみます。高齢化といいましても、高齢者の人数がふえるわけではありません。逆に少子化というところで若い人が少なくなっていくというふうに見た方がいいと思います。

しかし、今と10年後のこの高齢化の状態というのは、明らかに内容が違っております。今まだ発生していない課題が発生することが予想されます。例えば、今より高齢者だけの家庭がふえるとか、今より独居老人の皆さんがふえるとか、そういったことが予想されます。若い人が少ない自治体の将来という観点で見ると、このような問題があります。

また、少子化対策として医療を考えてみましても、この人口ピラミッドを見ていただければわかりますように、やはり子供が少ない、20代、30代の子供を育てる世代が少ないということがわかると思います。

本村の人口を将来安定したものにするには、この高齢者の方の人口が多くて若年層が少ないという形をどこかでつり鐘型という形に変えなければいけない。村長が目標とされる持続可能な地域というのは、人口で考えるとそういう形になるかと思います。そういう意味では、子育て世代が医療に対する不安を持つというのは、非常に不利なことになってきます。

そういう観点から多々考えましても、また、医療と福祉を連携させて取り組んでいる本村のこれからを考えましても、地域医療の果たすべき役割の内容を再検討するべき必要性に迫られている時期に来ているのではないのでしょうか。そのあたりをどのようにお考えであるか、お伺いします。

次に、現在の東白川診療所で東白川村の住民が受けることのできる医療サービスについて、改めてお伺いをいたします。また、診療所長にお伺いをします。

これからの僻地医療が現在どのような問題を抱えているのか、どのような方向性に向いているのかをお聞きします。医師としての見解をお聞かせいただければと思っております。また、どのよう

な体制を整えることが、これから本村のような地域で安心できる医療として住民の人が生活していけるであろうか、それについても、所長としての医療の専門家としてのお考えをお聞きしたいと思っております。

次に、ゲリラ豪雨等の異常気象における災害対策について質問をいたします。

近年、台風やゲリラ豪雨について、洪水、土砂災害などが各地で発生しております。7月15日の梅雨前線豪雨では、東白川村においても、予期せぬ場所や予期せぬ規模で大規模な土砂災害が発生しました。本村では幸いにも人的被害がなかったものの、改めてその驚異を実感させられるものでした。今回の災害を教訓に、豪雨による土砂災害発生の危険度を考えますと、予防対策として、生活環境の中に潜む土砂災害が発生するおそれのある箇所を改めて把握しておく必要があるのではないかと考えます。地すべりの危険、土石流が予測される危険な溪流、急傾斜地の崩壊など、把握調査を自治会や住民の皆様に御協力いただき、各周辺地域を調査・通報していただくことをしてみてもはどうでしょうか。把握した中で緊急度の高いものがあれば、対策の検討も早急にするべきではないかと考えます。さきの質問とあわせてお伺いをいたします。

○議長（服田順次君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

村雲議員にお答えをいたします。

東白川村において何が一番必要なサービスかの質問に対する村民の方のお答えは、先ほど樋口議員に答えた内容と一緒にございますが、医療、福祉、これが大事であるということは言うまでもございません。村雲議員もこの思いであるということが確認できた思いでございます。村民の皆様の思いを100%かなえるまでには至っていないことは承知しておりますが、役場、福祉協議会、診療所の役職員一同、日々皆様の要望におこたえするべく努力をいたしていることは御理解をいただきたいと思っております。

医療については、非常に現在、我が村だけではなくて全国的に医師不足というようなことでありまして、我が村も何とか2名のお医者さんに来ていただくべく努力をしているところでございますが、いつ岐阜県の方から、おまえのところは1人でいいじゃないかと言われないうちでございまして、どうも慢性の血圧とか肝臓とかいう方はぜひ東白川診療所を御利用いただいて、人数をふやしていかないと、白川高校みたいになるといけませんので、何とぞ皆さんにお願いをしたいなと、こんなことを思っておるところでございます。

また、現在の岐阜県の地域医療について、そして僻地医療については、専門家の北川所長からお答えをさせていただきます。

次に、ゲリラ豪雨等の異常気象における災害対策についてですが、議員御提案のように、官民一体となって自分の周りの危険箇所を把握することが、まさかのときの自分の命を助ける一番の方法だと認識しております。

村では、急傾斜地崩壊対策事業や、砂防堰堤、治山堰堤などの工事を進めるとともに、危険な箇

所として200ヵ所近くを把握し、ハザードマップをつくり、啓発しておりますが、やはり自分たちで自分の周りを把握し、自分のものとするために、今後は自主防災会議や危険箇所の調査や情報の共有に努めていきたいと思っております。それぞれの議員の皆様の地域、地域の防災会長さん、自治会長さん、そして地域の皆様方が、うちのそばのあそこの谷が危ないよと、このぐらい降るとこのぐらい水が出てくるということをぜひ把握をしていただいて、もしも避難が必要ならば避難場所へ避難をする、避難場所については、役場の職員も一緒になって、これは幾ら早くからあけておいても大丈夫でございますので、危険を察知したらすぐに施設をあけて、いつでも避難できるようにすると、こういうことが大切だろうかと思います。特に今回のゲリラ豪雨の災害、四十数ヵ所の災害を受けたわけでございますので、これはまた議員の皆さんと、全員協議会その他でそれぞれ御意見を伺いながら、一番よい方法を見つけていきたいと思っておりますので、また御指導をいただきますようお願いいたします。

○議長（服田順次君）

国保診療所長 北川浩司君。

○国保診療所長（北川浩司君）

初めに、東白川診療所の医療について御説明します。

診療所には、村民の4分の1に当たる約700人が、高血圧や糖尿病などの治療のため通院しています。要介護認定者約100人が、診療所をかかりつけ医として介護を受けています。また、小児を含む初診患者を1日数人診ています。これらは村民の大きなニーズであり、村民の健康と生活を守る当診療所の主要な業務です。

現在、診療所が提供している医療を説明します。

午前と夕方に外来診療を行い、その合間に急患の診療、往診、検査などを行います。高齢やがんの末期などで在宅医療を行う方には、訪問診療、訪問看護、訪問リハビリテーションを提供しています。在宅医療患者については、医師、訪問看護師が連携して、365日、24時間体制で不測の事態に対応しています。また、附属する老人保健施設において、要介護者の入所サービスとショートステイ、リハビリテーションを行い、家庭での介護を支えています。在宅でも老人保健施設でも、みとりを行います。そのほかに健康診断、各種検診、予防接種、村の学校医、産業医、介護や健康に関する相談、健康講座の開設などを行っています。夜間・休日には、安心ホットラインによる電話相談も受け付けています。

さて、5年間にわたり診療所のあり方について検討を重ね、それをもとに現在の診療所にしました。診療所の体制づくりで考慮した点は、次の二つです。一つは、病院の抱えていた不採算医療のうち、何を継続すべきかでした。あった方が村民には便利なものばかりですが、すべてを継続することは不可能でした。実際の利用者数や医学的見地からの必要性、病診連携で対応できるかどうか、医師数、医療機器、医療スタッフ的に見て可能かどうかを総合的に判断しました。その結果、一般の入院と在宅患者以外の夜間・休日診療を停止しましたが、それ以外はすべて存続できました。もう一つは、平成30年までは事業内容を継続し、サービスが低下・縮小しないことを保証することで

した。今後10年間、東白川診療所を全く変わらずに利用できることが保証されれば、それは村民にとって何よりの安心であると考えたからです。病院時代に比べ不便が多くなったことは残念ですが、診療所として実際に提供可能な医療内容としてはベストであると確信しています。

次に、僻地医療の抱える問題と方向性などについて説明します。

僻地医療に限らず、現在の医療が抱える第一の問題は、深刻な医師不足です。人数の不足に加え、診療科や地域による医師の偏在があり、岐阜県の僻地においても、今なお医師は減り続けています。また、医療機器や医薬品が高度化・高額化した結果、個々の市町村や一つの病院ですべてを賄うことができなくなり、市町村合併と同様、広域で医療を行い、個々の医療機関は、その中での与えられた役割を担っていくのが現在の医療の方向性です。したがって、高度な医療機器や高い専門性を必要とする医療は、地域ごとにできるだけ1ヵ所に集め、医師もそこに多く配置する。一方、一般の患者は地元のかかりつけ医が診ていくことになりました。

この地域の医療を支えていくには、美濃加茂市、下呂市、中津川市を含む地域の中で当診療所がしっかりとその役割を果たし、これ以上の医療崩壊を起こさないよう、他の医療機関と連携していくことが最も大切です。例えばインフルエンザ流行時の夜間・休日の急病対策についても、個々の医療機関ごとではなく、広域での対応を可茂医師会が検討中で、当診療所も、そこで与えられた役割を果たすことが大切と考えています。東白川村は小さな村であるし、村立の診療所があるから、村の中で何とかすればよいと考えられる方がおられるかもしれません。しかし、小さな診療所でできることは本当に限られています。医師がもう1人減れば、診療所の存続自体も危ぶまれます。また、地域全体の医療事情がさらに悪化すれば、村民の救急車の受け入れ先すら失う可能性もあります。

下呂病院では、毎年内科医が減り続け、今年度から糖尿病患者の紹介受け入れが中止されました。また、多忙を理由にしばしば救急搬送を断られます。中津川市民病院では、昨年、一度に内科医が5名退職し、新規の患者の受け入れを停止したため、多くの中津川市民が恵那市民病院に転院を余儀なくされました。幸い、今のところ東白川村では、近隣の病院とうまく連携が保てています。しかし、周辺地域の医療崩壊は深刻であり、みんなで地域全体の医療を守ることを考えていかないと、東白川村も今後安心していられなくなります。

一方、東白川村の保健、医療、福祉の連携は全国でもトップクラスで、とても充実しています。子育て支援、学校保健、老人介護体制なども、他市町村から絶賛されています。救急医療においては、交通事故などの高エネルギー外傷に対するB T L S、脳梗塞に対する血栓溶解療法など、治療法の進歩により、今まで助からなかった病気やけがが救命できるようになりました。これらの治療は時間との闘いであり、高度でない医療機関での初期診療は行わず、傷病患者の高度な医療機関への迅速な搬送を最優先します。ですから、東白川村では、3次救急病院である木沢記念病院に一刻も早く患者を搬送することが救急の使命です。幸い、木沢病院は医療機器やスタッフが充実し、救急の受け入れも良好です。さらに、高規格救急車がこの秋から東白川にも導入されます。これは、高度な処置が行える資機材を積載する救急車で、現場から病院に着くまでの間、車内で救急救命士

が医師の遠隔指示に従って患者の処置を行います。病院到着までの安全性が高まり、救命率のさらなる向上が期待されます。

このように、東白川村は、保健、医療、福祉の連携による地域包括ケア体制の確立と近隣病院との病診連携などにより、現在は比較的良好な医療環境にあります。何かと不便があることは確かですが、もう少し安心されても大丈夫だと思います。診療所としても、できることはやっていますが、病院のような機能を求められても、それは不可能です。

最後に、地域住民の安心な生活を支える体制づくりに関して、私見を申し述べます。

僻地の意味をいうと、都から離れた不便な土地となるようです。医療に限らず、都市との距離は大きな問題です。ところで、山間地の僻地5級校は、昭和34年の194校に対して、平成12年にはわずか5校に減少しました。僻地5級校が急減した理由は、合理化による小規模校の閉校、集落の廃村、交通手段の改善による級数の変更が上げられています。

それでもわかるように、僻地の村が統廃合を逃れ、その問題点を解決する重要なかぎは、交通の改善です。道路網は年々整備され、近隣の市までの時間距離も短縮しました。しかし、高齢化により自動車を運転できない人もふえました。平成9年から通院バスが運行され、利用者はとても助かっています。今年度から、透析患者や下呂病院、木沢病院に受診する患者が利用できるバスのサービスも始まりました。白川病院のバスを利用される方も大勢おられます。村での医療需要の多くを高齢者が占めています。地域住民の安心な生活を支える体制づくりの第一は、自家用の交通手段を持たない村民に、今後、医療機関の受診を初めとして、日常生活上必要な交通手段が十分に確保されることであると考えます。以上です。

〔1 番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

再質問、1 番 村雲辰善君。

○1 番（村雲辰善君）

地域医療が抱える問題ということで、多くの説明をしていただきました。その中で、現在、課題の解決を一つ一つされている内容については、今の説明でよくわかったところではありますが、それでも、地域の皆さんがいろいろ不安を抱えているということは、これは事実であります。その不安はどこから来ているのかということを考えますと、やはり情報量が少ないとか、今、所長から説明していただいたような内容を周知していないと、そういう問題もあるかと思っております。

それと、今話にも出ましたが、距離、中核病院を中心として、医療体制を今広域的に整えられております。ここで一つ、医療のことをちょっと勉強しましたが、「プライマリーケア」という言葉を耳にしました。プライマリーケアというのは、先ほども所長の方から話が出ましたが、かかりつけ医というような、日本語にすると意味になるんですかね。ちょっとここで定義を読ませていただきます。私なりに勉強した定義です。医学、医療の果たすべき社会的役割を認識しつつ、けがとか病気になったときに適切に対応するもの。また、ふだんから何でも診てくれて、相談にも乗ってくれる身近な医師、医療。ふだんから近くにいて、どんな病気でもすぐに診てくれて、いつでも相談

に乗ってくれる医師による医療。緊急の事態が起こったときや、専門医が必要になったときに、最適な専門医を紹介してくれる医師というような定義がいろいろありました。

先ほどもありましたが、本村で実施されましたアンケートでも、半数の方がやはり医療について不安を持っておられる、または要望を持っておられるということです。その結果を踏まえましても、その不安がどこにあるかと考えますと、まさしくこのプライマリーケアという概念の中にあるような気がします。

先ほどの救急の医療であるとか、または専門医へ紹介していただくとか、ある程度医療の方は今現在整備はされつつありますが、先ほど見ていただきました本村が抱える人口のピラミッドで、やはり適正な形というのは、この部分をつり鐘型にすること、それが持続可能な地域をつくるということになります。そういう地域をつくってこそ初めてこの地域が安定すると私は思っておりますが、それをやるために、幾つもの施策を持っていかなければならないかと考えています。その一つが、医療だと思っています。特に高齢者医療は、所長の方から説明もありましたが、東白川村は、医療と福祉の連携のもと、大変手厚く進められていると思っております。将来においても、見ていただけるとおり、高齢者の数については、高齢化といっても人数がふえるわけではありませので、今の対応をさらに充実していけば、いろんな対応ができるかなと思います。

ただ1点出てくるのは、先ほど言いましたが、独居家庭といいますが、独居老人の皆さんの家庭がふえるとか、高齢者だけの家庭がふえるということだと思います。それに対して、医療と福祉をどう充実させるかということだと思います。

問題は、この子供であり、子供を育てる世代の人たちがここに住んでもらうということを考えた場合の医療を考えますと、今説明しましたプライマリーケアというこの概念を東白川村は目指して整備する必要があるのではないかと強く思うところであります。その辺について再質問をさせていただきますが、そういう医療体制を毎年毎年改善しながら、10年後のこういう体制に向けて、または若い人が住んでいただく体制を整える必要があるのではないかと考えます。これについて、村長と、また医療のトップである所長の御意見を伺いたいと思います。

また、ゲリラ豪雨による災害場所の危険地域の把握ですが、村長が言われたとおり、住民が参加することによって住民の意識も高まるかと思えます。これはぜひ実施をしていただき、また、自分たちの地域は自分たちで守るという意識をみんなで共有できるようになればいいと思いますので、ぜひよろしく願いをいたしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（服田順次君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

つり鐘型はよくわかりました。それはだれしも理想とするところであって、そうするにはどうするかが一番頭の痛いところでございますが、私としては、先ほどからも申し上げておりますように、いろんなことで仕事を少しでもふやして、つり鐘型に近づきたい。若い人が、後の質問にも出てまいります。結婚をして子供をつくればそれに近づく、一度には達成できないかもしれませんが、

少しずつやっていくということが大切であると思っておりますし、独居の老人がふえれば、今やっております訪問看護等を充実させていかなければなりません。また、当然これはみとりという問題も出てまいります。かかりつけ医として、現在では診療所でそれを一番に考えながらやっておりますので、どうか御理解をいただきたいと思っております。

○議長（服田順次君）

診療所長 北川浩司君。

○国保診療所長（北川浩司君）

プライマリーケアについて先ほど御指摘がありましたけど、まさに我々が行っておるのがこのプライマリーケアであります。

それで、今、村長の方から高齢者に対するお話がありまして、一方、議員の方から、少子化の方のことを問題提起されておりますが、その点について、私の考えを述べさせていただきます。

まず第一に、安心して子育てができる医療環境とは何かという点を具体的に少し検討をする必要があるのではないかと思います。何人かのお母さん方にお伺いしても、やはり具体的な御返事はなかなか出てこないのであります。例えば、すぐ近くに24時間診てもらえる小児科の医院があったら、それが安心して子育てができる医療環境なんだろうとお伺いしても、いや、そうなんだろうとおっしゃられます。私にもどういう状況を具体的に指しているのかよくわかりません。例えば、いつでも診てもらえるということを考えた場合、先ほど出していただきました人口ピラミッド、10年後、小児で医療機関にお世話になることが多いのは、9歳までがほとんどであります。その人口、実人数が将来30人ぐらいになってくる。順番に医師が詰めるとして、最低3人、通常4人必要です。30人の子供さんのために医師を4人交代で詰めさせるということが現実にありますかというのと、それは全く不可能なんであります。ですから、この子育ての医療環境というのは、やはり都市部に置きましても、いつもどこでも小児科が診てもらえるという環境があるわけではないわけですし、先ほど申しましたような病診連携、それと、特に断られない小児の受診環境の確保ということが大事だろうと思います。

さらにちょっとつけ加えますと、少子化の問題は大変な問題であります。医療環境だけが改善しても、もちろん改善するものではございません。総合的な対策が必要だと思います。一方、医療ニーズが高い子供さんが、医療資源に恵まれた都市部から当村のようなところにかわってこられるということは、まず考えられないわけです。ですから、私見も入るかもしれませんが、いろんな問題点が診療所、医療に振られてまいりますけれど、医療だけで解決できることは一部でありまして、先ほどの交通の問題でもそうですが、総合的にいろんな施策を考えていただき、対応をしていくのがよいのではないかと考えております。

〔1 番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

再々質問、村雲辰善君。

○1 番（村雲辰善君）

当然、医療だけでこの人口の問題を解決するのは無理だろうと思いますし、総合的に解決しなければいけないことだと思います。ここでは、そういった将来のことも考え、医療が果たす役割としてどのようにしていったらいいかということだと思っております。

今、医療の果たす役割として、子供が少なくなる状態で、医師が3人、4人つけられないということは当然わかっておりますし、これも全国的にいろんな地域で、この問題についていろんな先生、医師の方が研究していただいたり、発言されているということもいろいろ勉強させていただきました。その中で、中核病院を中心として診療所の先生が、良好な環境を保ちつつ地域の医療を支えるというような状況を模索している例が多いなと思っております。

その中で一つ気づきましたのは、先進的にある程度そういう問題を解決しているところの医療というのは、まず一つ、行政と利用する住民と、そして医療関係と、その三つがいろいろ協議をして、新しい医療を見出してきたというようなことが多々あるなど。そういうところは、ある意味、ある程度住民と一緒に医療の問題を解決していつていまして、住民の不安という点では解決に向かっているのではないかと。

例えば小さい子供さんを持つ人たちの話ですが、子供が病気になったときに、確かに医師の立場から見れば、熱を出していても、朝まで待って、それから病院にかかっても大丈夫かもしれない。しかし、親というのはそういうわけにはいかないかと思っております。どこで判断したらいいかというのは、やはり親というのは、我が子ですので、一番安心できる場所で判断する。一刻も早く病院に連れていきたいと思うのは、当然心情かと思えます。そういうところも、一つの不安として住民の人の心の中にあると思います。どうしたらいいのかと質問をすれば、質問された母親は、そのときは答えられないかもしれません。しかし、先ほども言いましたプライマリーケアという考え方ですが、安心してもらうために相談に乗ることも医療のうちではないかと、僕はそんなふうに認識をいたしました。まさしく東白川村に必要な医療というのは、今そういうことではないかなと。先ほどの人口ピラミッドではないですが、これから10年先に向けて取り組んでいく医療というのはそういうことではないかなと思います。

一たん病気になるまでは、医療にかかることがないので、医療の知識はないんですが、病気になったとき、どこの病院に連れていこう、どの先生に診てもらおうというような判断をしていただくのは、やはり地域の先生かなと。それがかかりつけ医というような立場になるかと思えます。それが、東白川村の場合は村が診療所の運営をしておりますので、その公共として果たす役割は大変大きいものがあると思います。ただ病気になった人を診るだけではなく、ふだんから、例えばここからどこの場所にどんな病院が、専門医がいるのか、そこまで行く距離はどれぐらいかかるのかというような情報なども事前に村のホームページであるとかそういうことでわかったり、また子育ての人なんかでも、小児科に関するこの東白川から行ける範囲の病院はどれだけあるのかとか、そういうことを行政の方も打ち出していつてはどうかなと思います。そういうところに行くのに、例えば地元の診療所の先生の紹介があった方がいいとかそういうことも、病院の方から見れば当たり前のように感じるかもしれないですが、病気になるまでそういうことは多分ふだんの生活の中では考え

ていないかと思しますので、そういった情報を住民と一緒に共有するような、そういうことも含めて医療をこれからの少子・高齢化に向けて考えていったらどうかなと思うところであります。その辺のところも含めて、ますます東白川の医療が充実していくように切に願うところでありますので、ぜひ一度そういうところも取り組んでいただきたいと思います。

以上で質問を終わらせていただきます。

○議長（服田順次君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

おっしゃることはごもっともなことばかりでございますので、ホットラインでも相談は受け付けておりますし、子供のことについては、助産師もおりますので、あそこで御質問ももちろん受け付けますし、子供たちを一堂に集めて、いろんなことを話し合いながら勉強しておりますので、どうかその辺も御理解をいただいて、今後とも村としても皆さんに安心していただけるようにお知らせをしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（服田順次君）

ここで暫時休憩といたします。開会は30分から始めますので、よろしくお願いいたします。

午前11時23分 休憩

午前11時30分 再開

○議長（服田順次君）

会議を再開します。

一般質問、5番 今井保都君。

〔5番 今井保都君 一般質問〕

○5番（今井保都君）

それでは、2点ほど質問をいたします。

危機管理についてであります。

災害は忘れたころにやってくるといいます。梅雨前線の影響で7月15日に県内を襲った豪雨は、可児市と八百津町で死者4人、行方不明者2人を出し、大きな災害となりました。村も幸い人命に被害はなかったものの、大きな災害を受けました。復旧に向けて早急の対応をお願いいたします。

身の安全は自分で守ることが何よりも大切なことではありますが、行政の果たす責任も大変重要であると存じます。現在、どちらかといえば住民の意思で避難するような傾向になっておりますが、集中豪雨等は、行政である程度は予測が立てられる状況になっていると思いますので、この災害を今後の教訓として、避難勧告の適切な指示や村民への伝達方法等、しっかりとした対応をお願いいたします。

また、村内の急傾斜地でのがけ崩れや土石流が想定される危険箇所もあると思います。村民の生命と財産を守るための公共事業は積極的に事業実施の推進を図るとのこと、どのような計画を立て

ておられるのか、お聞かせください。

また、最近、村の危機管理体制が不十分ではないかと思われます。先月 8 月 8 日早朝の親田地区で火災が発生したようですが、可茂消防は出動しましたが、村内への有線放送もなく、どのような対応がなされたのか不明でした。危機管理のあり方について、もう一度どのようになされているのかをお伺いいたします。

2 点目は、定住自立圏について。

東白川村過疎地域自立促進計画案が提出されております。過疎債を有効に使って、村の活性化に結びつけると同時に、今、新たな視点で村づくりの転換期に来ているように思われます。加茂郡内では、美濃加茂市の定住自立圏の形成に積極的に動いているようですが、村は、医療、福祉、教育、産業振興、環境といった分野で関係を深めることが可能かどうか検討してみてはと思いますが、村長のお考えをお伺いいたします。

○議長（服田順次君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

今井議員にお答えをいたします。

避難勧告は、建物や土地に災害が発生するおそれがある場合、災害対策基本法に基づき、市町村の判断で行います。その責任の重大さは重々承知しております。しかしながら、避難勧告の発令基準がはっきりしておらず、タイミングや伝達方法等課題も多く、発令基準を策定している市町村は 26%にとどまっております。そのため、県からの指導もあり、東白川村では 8 月までに作成をいたしました。今回の災害が初めての避難勧告マニュアルの運用となりました。

しかし、当日の午後 8 時ごろから深夜にかけ、平と下親田で大雨になる予想があり、有線放送で注意を促す放送は行いましたが、避難勧告を発令する判断基準に至っておりませんでした。しかし、土砂崩れは発生をいたしました。予想をはるかに超えたもので、驚いております。今後は、早目の避難準備や避難勧告、そしてまた避難指示を出したいと思っております。

今井議員は、どちらかといえば住民の意思で避難するような傾向になっていると言っておられますが、私はこれが一番大切なことであると思います。先ほど村雲議員の御質問でもお答えをいたしました。基本には、自分の命は自分で守るが大前提であります。あらゆる方法で気象情報を把握し、危険を感じたら自主避難をしていただきたいと思います。これは村民の皆さんに限ったことではなく、役場職員全員が共通認識として万全な防災体制をしくことであり、あらゆる機会に防災に関する教育を実行してまいりたいと思っております。

なお、現在までの急傾斜地の整備状況、村内の砂防・治山ダム等の整備状況は、係から御報告をいたします。

それから、8 月 8 日の火災についても、係から経過を説明いたします。

次に、定住自立圏についての御質問ですが、この構想は加茂郡の全町村参加ということで、議会にもお認めをいただき、会議には課長代理として係長が出席しておりますので、会議の経過を報告

させますが、東白川村としては、個別の話し合いはまだ始めておりません。議員御指摘のような分野での話し合いになろうかということは想像のつくところでございますし、私もそう思っておりますが、双方のお互いのメリットを考えなくてはならないと考えております。坂祝や川辺にはおくれをとっておりますが、かの地の事情は、お互いのコミュニティバスを走らせるとか、そういうことでございますので、緊急を要することだろうと思っております。東白川村としては、先ほどから問題になっております医療について、木沢病院との提携は、これは定住自立圏が始まる前から向こうが、公立ではございませんので、お願いに何度も参りまして、いろんな面で御協力をいただいておりますのでございます。以上でございます。

○議長（服田順次君）

産業建設課長 松岡安幸君。

○産業建設課長（松岡安幸君）

急傾斜地の方につきまして、急傾斜につきましては診療所の裏とかいろいろありますけれども、村内に22カ所ほどございます。そのうち7カ所は整備済み、または、今陰地でもやっていますけれども、整備中という、7カ所が整備済みと整備中でございます。

それから病院の裏の方につきましては、公共事業として県でやっていただくように今強く要望しておりますし、中学校の東側につきましても、県単の補助金がついて、村が事業主体で実施できるように要望を行っております。そのほかの砂防ダムは、村内21カ所、治山施設は141カ所というような状況でございます。

○議長（服田順次君）

行政係長 安江良浩君。

○総務課長補佐兼行政係長（安江良浩君）

続きまして、危機管理のところで、8月8日に発生しました上親田地内の火災発生について御説明申し上げます。

親田地区で火災が発生し、幸い大事に至らなかったわけですが、火災の場合、通常、住民から119番通報されますと、可茂消防事務組合本部の通信司令室へつながり、分遣所は本部からの出動指令を受けてタンク車が出動します。役場には消防本部から火災を知らせるファクスが流れ、また同時に、消防団の幹部、各部長、また本部班長など、また夜間や休日に発生した場合の役場対応としまして、平に住む職員にも同じ内容のメールが届くことになります。ファクス、メールともに、火災の種類は、住宅火災、山林火災、その他火災の3種類で発信されますが、当然、住宅火災や山林火災の場合は、どこからの指示がなくても有線放送で消防団員の非常招集を行います。

今回の火災は、午前4時6分、その他火災で一報が入りました。通常、その他火災は、車両火災や農機具倉庫等の簡易家屋の火災が想像されます。団長を含む幹部、消防主任が現場の確認をするため、10分後に現場へ到着しました。そのときは既に近隣の方の協力で、消火栓を使った初期消火でほぼ鎮火しており、30分後の4時34分には鎮火しております。

役場から非常招集の問い合わせが団長にありましたが、今回は早朝であったことや、早期に鎮火

が見込めたことから、有線による非常招集は行いませんでした。当然残火処理はありますので、地元のポンプが水利の確保と残火処理に当たっております。このときには消防団員22名、東消防署のタンクの消防自動車が2台、小型動力ポンプ1台が対応しております。

今回の一連の対応につきましては、先般の消防幹部会の席で団長より各部長に経緯を説明し、改めて非常時の心構えについて説明しております。村民への有線放送がなかったことで危機管理が欠落しているとは思っておりませんし、今回の団長の対応は間違っていないと思っております。火災に限って言いますと、有線放送でお知らせするのは、住民に火事をお知らせすることもあります。一番の目的は、消防団員の非常招集のために行うものと認識しております。

今回、有線放送をしなかったのは、先ほどの理由であります。平日に火災が起こった場合は、有線放送で非常招集しても、多くの団員が村外へ出ておりますので、情報が伝わりません。これにかわる方法として今のところ考えているのは、携帯メールで全団員まで情報が伝わるための整備を検討していかなければいけないと思っております。

続きまして、定住自立圏についてでございますが、私は何度か会議に出席させていただいておりますので、その経過と、私が感じたことを説明させていただきたいと思います。

美濃加茂市は、御存じのとおり、平成21年3月、中心市宣言が行われ、昨年8月には坂祝町との協定が結ばれております。今後は、富加町、川辺町などでも共生ビジョン推進会議の立ち上げとともに、将来ビジョンについて協議が進められていくと思われます。

会議の中での雰囲気でございますけど、やはり美濃加茂市と隣接する自治体と、また東部の3町村では、多少の温度差があると思われます。隣接する坂祝町さんや川辺町さんは、図書館や体育施設などの公共施設が共有できたり、またコミュニティバスなどの相互乗り入れなどが容易で、共生ビジョン構想の窓口も広いと思われますが、美濃加茂市対東白川村という共生ビジョンを考えたとき、物理的な距離感があることが一番のネックではないかと思われます。しかし、近隣のまちでもプロジェクトチームを役場内で立ち上げるなどということもお聞きしておりますので、東白川村としても、今後は行政だけではなく、一番の目的は地域経済の向上でありますので、住民の皆さんとの協働で政策チームを立ち上げるなどのアクションを起こしていくことが必要ではないかと思っております。

〔5番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

5番 今井保都君。

○5番（今井保都君）

身の安全は自分が守るのは、一番これは基本だと私も思っております。行政側としましては、避難指示や勧告がもし発令された場合は、ひとり暮らしの方とか、それからまた障害者の方も村にはおられます。そういった人数とか居住地などは把握されておられるのか、その辺ぐらいいはちゃんと危機管理の中から対応していただけるものと思っておりますが、その辺はどういうふうになっていきますでしょうか。

○議長（服田順次君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

その点については、民生委員の方々も熱心にやっておっていただきますし、把握しております。ただ、例えば今回のように夜中であって、これは避難勧告に値するようであるとしても、果たしてそういう方々に避難をしていただくということになれば、これは全員が車をもってお迎えに行くとか、そういうことでないと、歩いて外へ出たら流されたという、どこやらの事例もありますので、非常に我が村としては災害がどこで起きてもおかしくない村でありますので、しかも、避難所がある程度行かなくてはならないということでございますので、私の私見でございますが、自主防災会等と協議をいたしまして、これは雨が大変降って、今までも降っているというようなときには、警報が出ていなくても避難所をあけて、できれば明るいうちに危ないと思われる方は連絡をいただいて、運ぶというようなことまでも考えておかないと、夜中に急に、今避難指示を出しますと村長が叫んだところで、かえって危ない場合もありますので、よくよく考えて行わなくてはならないという考えを特に今回持っておりますので、避難所をあけるようなことはいつでもあけられるわけで、今回でも、川沿いの方は危険を感じて鮎ヶ瀬会館へ避難をされた方が何名か、2世帯8名、あったわけでございます。これはあけておいて正解であったと思います。こういうことでありますので、今後ともそういう準備を整えながら、自分で行けない方はこういうところへ連絡するんだよということをしっかり住民の方に把握をしておっていただいて、何でも電話をしていただくというような形をとっていくと一番いいのかなと、これは具体的な例ですが、そんなことを自主防災会の皆様方と話し合いをしなければいけないと思っております。

〔5番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

再質問、5番 今井保都君。

○5番（今井保都君）

よくわかりました。

それから急傾斜地、これ災害予防になるわけですがけれども、いつも思うわけですがけれども、災害が起これないとなかなか事業がやっていただけないというのが今までの通例というか、そういう感じがします。これも予算的なこともあるわけですがけれども、4次総も、ちょっとこの間計画を見ましたら、積極的に事業推進を図るということがうたっておりますので、ぜひ年度別に具体的に実行していただきたいというふうに思っております。

それから自立圏につきましては、地理的なハンディもいろいろあろうかと思っておりますけれども、村として、村長、積極的に考えていくのか、そのうちに何とかお互いのメリットが出てくれば考えるのか、村長の心づもりというか、その辺をもう少しお聞かせ願いたいと思います。

○議長（服田順次君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

定住自立圏については、積極的に私の方からアタックをすべきだと思っております。といいますのは、メリットを受けるのは私の方であろうと。東白川村であろうと。何を考えてもそういうことしか出てこないわけでございますので、ある程度近隣の市と町が交流を始めれば、多少、どっちかというメリットが私の方が重いということも理解をしていただけるんじゃないかなと。この前も実は市長さんと海外へ一緒に参りまして、そんな話をしたところですが、何とか加茂郡全体対美濃加茂ということで御理解をいただきたいと。美濃加茂にもメリットがあるよというところは先目にやっていただいて、あまりメリットがないところも捨てないようお願いをします。こんな話はしておりますが、いまだ、では何をやるかというところまでは行っておりませんが、これは東白川村の方からやるべきであるという考えは変わっておりません。

〔5番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

はい。

○5番（今井保都君）

今、消防の火災について、ちょっと消防主任の方から説明がありました。実際に私もこれ、ちょっと補正予算を見ておりましたら、実際に、少しではありますけど、村の予算も今回のつております。やっぱり村民に知らせて、そういう防火の意識を高めることがやっぱり村民に対しても一番大事なことでありますので、大きいとか小さいとか、これぐらいはとかいうことじゃなくて、やっぱりこういう公金を使って実際に活動されたという実績もありますので、その辺はちょっと重く受けとめて、情報をなるべく正確に村民に、事後報告でも結構ですので、伝えていただきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（服田順次君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

よくわかりました。小さなぼやであっても、団長の考えとしては、朝早くから団員をこれだけのことに全員集めるということにちゅうちょしたことは間違っていないと私は思っておりますが、議員言われるように、防火という面から見れば、後ほどCATVあたりで、こういうぼやがありました、皆さん気をつけてくださいということは必要であろうかと思っておりますので、今後そのような方法でやっていきたいと思います。

○議長（服田順次君）

ここで暫時休憩をいたします。昼食をとって、昼からの会議は1時から始めますので、よろしくお願いを申し上げます。

午前11時51分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（服田順次君）

それでは、午前中に引き続き会議を開きます。

一般質問を行います。

6 番 安倍徹君。

〔6 番 安倍徹君 一般質問〕

○6 番（安倍 徹君）

それでは、人口対策について質問をしたいと思います。

住民の50%以上が65歳以上となり、生活道、林野の管理など共同体としての機能が限界状態となる集落、これは大学の先生の統計上の言葉ですが、限界集落という名前がついておりますけれども、これが現実のものとなってきました。

高齢化の波は、田舎だけではなく、高度成長期に整備された都市部でも起こっております。ニュータウンなんかでの限界集落の出現、いわゆる65歳以上になってしまったよという団地も生まれているような現状に、小さな集落ではなっているようでございます。

平成18年度の国土交通省の調査で、全国で七千九百何ぼ、約8,000弱の限界集落予備軍のうち、10年以内に400ぐらいの集落が消滅するおそれがあると発表されたことがございます。当村でもこういう状態が続くわけでございまして、お手元に配りました資料をちょっとごらんいただきたいと思います。

人口の動向でございしますが、この調査は、今まで村が発表される数字よりもちょっと小さくなっています。これは、岐阜県の統計課が集計をしております、これは1歳ごとに細かく集計しているんですが、人口動態統計調査というのを、ずうっと私の質問の場合はこれを1本で使っておりますが、これによりますと、今年度は2,571人となっています。それで、これは4月1日でございしますが、7月が、これはある平の一家族が抜けられたということもございしますが、2,555人という数字が実数として統計上出ております。この増減につきましては役場もしっかり調査をされているようでございまして、数字の大小はあれ、問題意識をして、総務課で問題として取り上げておられるようでございます。

これ、大体どのぐらい減っているのかというのを見てもみますと、今年度の4月1日現在、昨年の4月1日と比べて51人減、平均で49.9という数字、約50人毎年減っています。これは、一時期、平成16年のところにプラス1という数字が出ているんですが、このときはエコトピア政策が2期目を迎えまして、ちょっと住民がふえてきたかなというところでございまして、このときだけちょっとだけふえておりますが、あとは押しなべて減っております。

その人口ピラミッド、これは辰善議員も出しておられましたが、この動態調査によりますと、もっと厳しい数字が出ております。青年層のところ、色がちょっと濃く出ている部分ですけれども、この部分の真ん中の部分を見ていただければわかると思いますが、20歳から24歳の項だけちょっと注目をしたいと思います。

平成14年、今から8年前でございしますが、例えば20歳、24歳は、女性40人、男性38人となってい

ます。それが4年後になりますと、平成18年で女性が24人に対して男性が49人、この辺は男性がちょこっとふえています。女性は減っています。ところが、ことしの4月1日のいわゆる統計上の数字でございますが、20歳から24歳の女性はたった3人でございます。この統計上の数字ですが、この女性の3人はどこの層にいるかといいますと、20歳が1人、それから23歳が1人、24歳の方が1人と、3人でございます。それで、男性はというと、20人となっています。

この結果はなぜそうってしまったのかを考えてみますと、経済のこの状況下におけることも大きに影響をしていると思います。例えば雇用が非常に少なくなって、さらに、かつては基幹産業であった農林水産業の著しい衰退が顕著に出てきたということでございまして、特にこの女性が少なくなっているのは、東白川の企業体が、あるいは農協も含めてでございますが、女性の事務員さんの募集がほとんどなくなってしまったと、働く場所がなくなってしまったということに起因しているのではないかと思います。

当村でも、集落を見てみますと、近い将来、65歳以上の人口が占める割合が50%以上になる集落が四つか五つは誕生するのではないかとということで、これは昨年でしたか、東白川の人口推計というのを総務課が出していただきまして、この中に人口割の表を出して、議会に示されたことがあります。この中の上の白い部分なんですけど、いわゆる65歳人口がもう50%に間際な集落が、超えている集落が1集落ありますが、20年で五、六集落は確実に統計上出てくる可能性があります。

村長は、立村120周年を機に、これではいけないということで、3,551人という立村当時の目標を上げられて、これを目指して頑張ろうやということで、その中では政策のベクトルを集中させ、限界自治体にせぬように取り組むという決意のほどを示されております。近隣の自治体も、人口問題は重要政策であることから、いろいろな方面から取り組んでおられますが、なかなか目に見えた効果が得られていないのが実情ではないでしょうか。

東白川は現在2,571人の、年齢別人口は先ほど申しましたように、まとめますと、20歳から24歳層が8年前の13分の1の3人、25歳から29歳層が2分の1の20人と激減しています。これは、改めて申し上げますと、やっぱり就職先の不在というのが大きい要因になっていますが、もう一つ、この年齢層の男性が割と減っていない状況に着目をしてみますと、独身男性がふえていることも一つの要因だろうと思います。

これは推計でございますが、東白川の独身男性、ちょっと分類は何歳で切るかによりますが、100人近くの方々が、男女合わせてですが、お見えになるのではないかと予測をされています。結婚推進活動を一つの人口の歯どめという面では、一つの方法ではないかと思うわけでございます。なぜならば、ここにいる独身の男性は、仕事を持っておられる方が村内に残っているということでございます。これで1人お嫁さんをお連れしてくれば、確実に人口減はある程度とめられるのではないかと。大きな施策の上からは小さなことかもしれませんが、とりあえずやれるべきことというのはここに一つあるのではないかとという問題が一つ提起をしたいと思います。

それから、もう一つは就職先の問題でございますが、せんだって加子母の合板工場の募集がございました。ところが、東白川へ、その要項が私ども議員の手に入ったのは、二、三週間前しか手に

入らなかった。これは私どもも反省をしなければならないと思います。工場は2年も前から計画をされていた。そして、補助金が突っ込まれていた。30億というお金ですが。そして、近いところに企業ができたわけでございます。今回の募集は16名ぐらいでしたが、この情報をなぜ早くつかめなかったか。それから、行政として地域にできるところへは、中津川市はおつき合いがございまして、市の行政と相談をして、前もってその会社に地域からの募集を強力に呼びかける。対策としては、東白川、加子母については、住宅を、村長が申し上げられたように、提供するから、どうぞこういうところを使っていただきたいというような施策を伴いながら、やはり前もったアプローチを果たしていただろうかということでございます。私どもは、人口対策、人口対策と言いながら、これは自己反省でもありますが、着実に周囲の状況を把握できておっただろうかということを考えるわけでございます。

初めてでございますので、今、まとめましてもう一度申し上げるならば、一つ目として、結婚推進を図るため、推進員の配置、それに伴う予算の創設はどのように考えておられるのか。あるいは二つ目に、例えば就職先の、合板工場の就職のあっせんを、今後、多分16人ではとまらないと思いますので、これを人口対策のために本腰で取り組む考えはあるのかないのか、この2点をまずもお聞きしたいと思います。

○議長（服田順次君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

安倍議員にお答えをいたします。

議員御指摘のように、少子・高齢化は、僻地において顕著でございます。近隣町村長が集まれば、少子・高齢化と結婚が話題となることはいつものことでございます。

議員御提案のように、結婚が進めば子供が生まれ、人口がふえる理屈でございます。私も白川と七宗へは、合同で婚活を行う提案をしておりますが、白川では商工会が推進をしているようでございます。東白川も、安倍議員御提案のように、人と金を用意するのが大切だと思います。社会福祉協議会で結婚推進員をつくっておりますが、予算も少なく、活動も少しであるという現状でございますので、改革を進めたいと思っております。

次に、加子母合板工場への就職のあっせんですが、前の募集は7月26日に採用試験がありまして、採用予定15名のところ10名が採用されましたので、二次募集があるかもしれないということでございます。9月17日に高校生の採用試験があります。加茂高校から説明を聞きに来られたそうでございます。先回のように今後も求人の情報が入れば、連絡をいただけることになっております。窓口は加子母総合事務所でございますが、合板工場の会社からお話があれば、東白川へもお伝えいただくというお願いをしております。東白川村から近いところにある工場でありますので、中津川市へも、これは2年も前になるわけですが、何とか就職をうちからもさせていただきたいということをお社の方へ御紹介いただくようお願いに上がっております。

また、そういうことでありまして、私も起工式にはお招きにあずかりましたし、工事中には、造

成の従業員の方に村営住宅を使用していただきました。今後とも従業員、また住宅等、中津川の加子母と東白川が一番近いわけでありますので、そういう面で御協力をさせていただきたいということは前々からお願いはしているわけですが、いずれにしても民間の会社ということでございますので、先般も議員おっしゃいましたように、非常に期間が短かったということで、なかなか村内へどうですかといっても、今若い人が職を探しておられるというナイスタイミングというのが非常に少ないということで、なかなかこれは難しい問題でございますが、いずれにしても、そういう募集があった場合には連絡をいただきますようお願いをしております。

今後ともどうかアンテナを高く立てていただいて、先目にどこか勤めたいなという人があれば、議員さんたちも地域の方たちも、どうか就職活動、村長、紹介してくださいといっただけのが一番ありがたいなと思っておりますが、働き場所があっても、すぐさまちで働いている人が帰ってきて、また就職するということがなかなか難しいのが現状ではございます。結婚の問題とともに、これは議員の御意見どおりと考えておりますので、今後ともひとつ御指導をいただきたいと思っております。

〔6 番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

再質問、6 番 安倍徹君。

○6 番（安倍 徹君）

まず、その人口対策の婚活でございますけれども、結婚活動の支援をということで改めて質問をしたいと思います。

まず、政府がこの前、議会に提示がございました、子供のない家庭を東白川へ呼んだらどうかという、フミ子先生の要望の中に出てきました、「安心こども基金」というのがございました。これ、調べておりましたら五百何億の予算がついていたんですが、結婚意欲を持った若者に出会いの場の提供や結婚相談員の配置という項目が含まれていました。これにどの程度補助金がつくのかちょっとわかりませんが、ただ、この施策が2011年度までは継続するというところでございますが、ちょっと手お遅れかもしれませんが、こういう予算も国が見ていることが書いてございました。

我々が気がつかなかったのでございますが、どこの市町村も、この若者のお嫁さんをどうするかという問題に対しては、施策として取り上げているところもございまして、ちょこっと調べたら、結構ございました。婚活的な出会い、結婚活動応援サイトというようなものをつくっておられるサイトがあったり、それから、神奈川県結婚応援サイト「地方の結婚事情」というようなところで、たくさんのこういう書類がパソコン上で発見をすることができました。取り組んでおられる内容を見ますと、それぞれのアイデアを出し、結びつけようと、人口対策として取り上げておられるところが主でございますけれども、確かにやっておられます。

この内容についてはどのぐらいの予算がかかっているのかわかりませんが、結構な予算を使ってみえるんだろうなと。サイトを起すだけでも、これざっと出すだけで4ページぐらい出てきますので、この中に動画も入っています。したがって、結構なお金がかかっているんじゃないかなと思

います。取り組んでおられるところはそれなりの取り組みもされておるようでございますし、それから、地域活動を高める若者、婚活支援をということで、雇用問題を含む総合的な定住政策というようなものを上げられているところもございます。いわゆる地域づくり、雇用の問題とあわせてこれをやっておられるところ、これは既にかんがりの計画をされておりますので、進んでいるところでございますけれども、こういうような活動をしておられる。

東白川の現状を見ますと、すべての施策の中に、少子、Uターン、Iターンの言葉が入っていますし、それから、少子・高齢化とうたってはございますが、実際問題としてよく中身を見てみますと、具体的な施策というものはフォレストスタイル以外には今のところない。実務的にふやすものを具体化したものはない。言葉の中での遊びはあります。それで、今ある人たちの施策はございます。住宅対策、つくる、これをやる。ところが、これは、今ある人のためにはなるが、新しい雇用を生むというわけではございませんので、どちらかといえば後ろ向き対策、人口問題に関しては。前向き対策に乏しいのではないかと私は感じるんですが、この辺のところ、村長の御意見をお伺いしたいと思います。

○議長（服田順次君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

雇用については、先ほどからも今のフォレストスタイルの件もございますが、仕事をふやしてここへ住んでいただきたい。陸の孤島ではありませんので、例えばここに住宅に住んでいただければ、ある程度のところへは通えるということもございますので、この9月に定住促進住宅、これは新しく結婚された方の優遇措置がございますので、ぜひ入っていただきたいと思ひますし、今後ともこういう住宅を、来年度予算はまた来年度予算ということでございますので、つくってまいりたいと。まず住むところが必要なのかなと、こう思うところでございます。一気に若者向けのアパートの何十棟かをつくるといういかかもしれませんが、現在の財政状況からいって、1年間に2戸、3戸と、この程度になろうかと思ひますが、清流荘の改裝等も3戸いたしておって、現在では新しく結婚した方が入っておっていただきます。今後、木曾渡ばかりではなく、ほかのところの老朽化した村営住宅等もできれば新しくして、そういうところへは同じように新しく結婚された方は優遇しますということで、ひとつ若い人に入っていただくような施策を進めてまいりたいと思っております。

今のお話のように、各方面でやっておられることは承知をしておりますが、いろんな手を使いながら、特に東白川あたりも結婚していない方がまだおられますので、何とか進めていきたい。そのための予算も見ていきたいと思っておりますので、今後ともよろしく願いをいたします。

〔6番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

6番 安倍徹君。

○6番（安倍 徹君）

人口問題というのは、これさえあれば大丈夫というような絶対的な定番型の手法はあり得ないと

思います。我々がよくやる、先進事例を視察して、そのとおりにまねをすれば必ずうまくいくかといえ、そういうものでもないと思います。とりあえず今回は、結婚、婚活ということから始めようという、大きな問題でもあり、小さなことから取り組んだらどうかという提案をいたしましたけれども、最初は小さく始めて、少しずつ手直しして徐々に大きく育てていくという考え方、このような取り組み方が、過疎地域の人々の新しい喜びを見出していくには大切なことではないかと思います。物をつくることも大事ですが、1,500万で住宅をつくるのがいいのか、1,500万かけてお嫁さんを探してくるのがいいのか、これは村長の考え方一つだろうと思うんですが、私は、とりあえず、このものをつくる前に、この1棟分の1,500万ぐらいの予算をもってしっかりした計画、推進員をつくって、はい、おしまいでは、人は集まらないと思います。推進員の人も、そして対外、よその人の意見を取り入れることも考えるためには、やはりお金がかかりますので、シミュレーションをしっかりしたものをつくり、そして、しっかりした事業を組み立てをしてこれを進めるならば、今までの推進員だけによるものはさらに大きく発展をするのではないかなと思いますが、この考え方を述べまして、私の質問を終わらせていただきます。以上です。

○議長（服田順次君）

以上で一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。30分より始めますので、よろしくお願いします。

午後1時27分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（服田順次君）

それでは、会議を再開します。

◎報告第1号及び報告第2号について（提案説明・質疑）

○議長（服田順次君）

日程第8、報告第1号 平成21年度決算に基づく財政健全化判断比率の報告についてから日程第9、報告第2号 平成21年度決算に基づく資金不足比率の報告についてまでの2件を一括して議題とします。

本件について、提案者の報告を求めます。

参事 今井俊郎君。

○参事（今井俊郎君）

それでは、議案書の方をお願いいたします。

報告第1号 平成21年度決算に基づく財政健全化判断比率の報告について。このことについて、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により監査委員の意見を付して報告する。平成22年9月14日提出、東白川村長。

1ページをお開きいただきたいと思います。

次ページの一覧表をごらんください。

平成21年度決算に基づく財政健全化比率一覧表でございます。この財政健全化判断比率には、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4指標があります。

初めに、実質赤字比率は、一般会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率でありまして、平成21年度は赤字ではありませんので、ハイフン表示となっております。

次に、連結実質赤字比率は、村の全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率でありまして、これも赤字額はございません。

次に、実質公債費比率は、村全体の会計と一部事務組合を対象として一般会計が負担する元利償還金等の標準財政規模に対する比率でありまして、平成21年度決算数値は、3ヵ年平均で16.7%でございます。昨年と比較して2.5ポイント改善されております。

将来負担比率は、村の全会計と一部事務組合を対象として一般会計が負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率でございます。決算数値は73.3%で、前年度に比べて22.4ポイント改善されております。

次のページには、監査委員の意見書の表題と意見書がついております。

次に、報告第2号 平成21年度決算に基づく資金不足比率の報告について。このことについて、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により監査委員の意見を付して報告する。平成22年9月14日提出、東白川村長。

こちらもちの表をごらんいただきたいと思います。

公営企業会計ごとの資金の不足額の事業規模に対する比率でございます。簡易水道特別会計、下水道特別会計とも資金不足はございませんので、ハイフン表示となっております。前の議案と同じように、次のページに監査委員の意見がついておりますので、よろしく申し上げます。以上です。

○議長（服田順次君）

ただいまの報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、日程第8、報告第1号 平成21年度決算に基づく財政健全化判断比率の報告についてから日程第9、報告第2号 平成21年度決算に基づく資金不足比率の報告についてまでの2件の報告を終わります。

◎承認第3号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（服田順次君）

日程第10、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて、専第8号 平成22年度東白川村一般会計補正予算（第3号）から専第10号 平成22年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第2

号)までの3件を、専決処分関連によって一括して議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

参事 今井俊郎君。

○参事（今井俊郎君）

承認第3号 専決処分の承認を求めることについて。次の件について急施を要したので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をした。右地方自治法第179条第3項の規定により報告する。よって、これが承認を求める。平成22年9月14日提出、東白川村長。

1. 平成22年度東白川村一般会計補正予算（第3号）、2. 平成22年度東白川村一般会計補正予算（第4号）、3. 平成22年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第2号）、以上の三つの議案であります。

1枚おめくりをいただきます。

専第8号 平成22年度東白川村一般会計補正予算（第3号）。平成22年度東白川村一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ227万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億6,962万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。平成22年7月7日、東白川村長。

次のページの「第1表 歳入歳出予算補正」は省略をさせていただきます。

おめくりをいただきまして、4ページでございますが、この事項別明細書についても省略をさせていただきます。5ページの歳入のところから御説明を申し上げます。

2の歳入、18款1項1目繰越金でございますが、前年度繰越金として227万9,000円の補正額でございます。

おめくりをいただきまして、歳出の方でございますが、7款商工費の1項2目の地域づくり推進費27万9,000円の補正でございますが、これは、こもればの館の宿泊棟でございますが、宿泊棟の雨漏りが発生しまして、夏の需要期の前でございましたので、専決処理をして修繕を行ったものでございます。

次に、9款の消防費でございますが、1項1目の非常備消防費200万円の補正でございます。これは、皆さんにも御参加をいただきました県の操法大会への参加費用でございまして、報酬、旅費、需用費、役務費、それから賃借料、備品購入費等で合計200万の補正でございます。需用費につきましては、消耗品のところで吸管バンド等でございますし、食糧費については、消防学校へ入って訓練をしていただいたときや、現地練習を行ったときの弁当代、それから借上料については、特に夜間の訓練、はなのき会館の駐車場を使ってやったということで、投光器の借上料等がございます。また、備品については、管鎗、それからホース3本2組を大会用に購入をしたものでございます。

続いて専第9号 平成22年度東白川村一般会計補正予算（第4号）。平成22年度東白川村一般会

計補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第１条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,620万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億8,582万6,000円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

以上、地方自治法第179条第１項の規定により専決処分する。平成22年７月16日、東白川村長。

この議案についても、２ページの第１表、それから、おめくりをいただきまして事項別明細書、４ページは省略をさせていただきまして、５ページ歳入からお願いします。

繰越金でございます。1,620万4,000円の前年度繰越金でございます。

続いて歳出の方でございますが、８款の土木費、３項１目の住宅管理費120万4,000円の補正でございます。これにつきましては、木曾渡住宅の第３棟でございますが、築後20年たって、たまたま入っていただいた方がやられまして、次の入りたい方もあったということで、これを機に、天井ですとか、壁、畳、内装等の修繕を行って、新しい環境で入っていただくようにしたいということで、専決処分で工事を実施させていただいたものでございます。

次に、11款の災害復旧費でございますが、１項１目農業用施設災害復旧費から２目の林業用施設災害復旧費、そして次の項の道路橋梁災害復旧費、河川災害復旧費、いずれも梅雨前線豪雨、７月15日、16日の豪雨に対する緊急な災害復旧事業でございます。

農業用施設災害復旧費では1,085万円でございます、合計44カ所のうち、下親田、徳原等を中心として、当面必要な委託料、設計するための委託料とか、土砂等の排除をするための機械の借上料等を計上してございます。こちらが1,085万円です。

２目の林業用施設災害復旧費につきましては、林道施設の災害復旧費ということで、こちらは12カ所ほどございましたが、小三地とか高岩、下野等でございますが、こういったところの、これも設計委託料と土砂を排除するための機械の借上料等でございます。

次のページの２項１目の道路橋梁災害復旧費、こちらは11カ所ほどございましたが、ごらんのとおり、こちらでも機械の借上料と工事請負費ということで実施をして、230万円の補正でございます。

次の２目は河川災害復旧費ということで、これは10カ所ほどありましたんですが、こちらは5万円の機械の借上料を計上し、早急な交通の確保等、二次災害防止のための必要性から専決処分で実施をしたものであります。

○議長（服田順次君）

村民課長 小池毅君。

○村民課長（小池 毅君）

続きまして、専第10号 平成22年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第２号）。平成22年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第１条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ111万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１億4,478万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。平成22年7月16日、東白川村長。

2ページの「第1表 歳入歳出予算補正」から4ページの事項別明細書を省略させていただきまして、5ページの歳入から説明をさせていただきます。

歳入、3款繰越金、1項1目繰越金ですが、補正額は111万1,000円の増でございます。これは、前年度繰越金からの予算充当でございます。

3. 歳出、3款施設維持管理費、1項1目施設維持管理費、補正額は111万1,000円の増でございます。

内容は、平成22年7月14から16日発生梅雨前線豪雨により、上親田配水池の取りつけ道路の路体に亀裂が発生したため、埋設管の被災確認、路体復旧、及び被災原因となった排水対策を早急に実施するため、復旧工事の専決処分をお願いするものです。以上でございます。

○議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

〔挙手する者あり〕

5番 今井保都君。

○5番（今井保都君）

簡易水道特別会計補正予算の件ですが、これ、災害であって、親田のところの現場を私たちも見たわけですが、道路はちょっとひび割れが入った現場だと思うんですが、金をどうのこうのというか、こういう金は、本来から言えば一般会計から出して処理するのが主じゃないかと、私は個人的にそう思ったわけですが、道路ですので、何で簡易水道特別会計から出なきゃあかんのかなというふうに、今ちょっと不思議に思いましたので質問をいたします。

○議長（服田順次君）

村民課長 小池毅君。

○村民課長（小池 毅君）

ただいまの質問の道路ということでございますけれども、この当該路線につきましては、村道では認定されておらず、農林道にも指定されておりません。主に配水池を建設する際に整備をした取りつけ道路のような性格が強いということで、土木、公共的には該当する事業がないということで、特別会計の方で実施をしたものです。以上です。

○議長（服田順次君）

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第3号 専決処分の承認を求めることについて、専第8号 平成22年度東白川村一般会計補正予算（第3号）から専第10号 平成22年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第2号）までの3件について、一括して採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて、専第8号 平成22年度東白川村一般会計補正予算（第3号）から専第10号 平成22年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第2号）までの3件は、承認されました。

◎議案第45号及び議案第46号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（服田順次君）

日程第11、議案第45号 東白川村第四次総合計画基本構想の変更についてから日程第12、議案第46号 東白川村第四次総合計画後期基本計画の策定についてまでの2件について、関連がありますので、一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

参事 今井俊郎君。

○参事（今井俊郎君）

議案第45号 東白川村第四次総合計画基本構想の変更について。地方自治法に基づく東白川村第四次総合計画基本構想を次のとおり変更しようとする。よって、同法第2条第4項の規定により議会の議決を求める。平成22年9月14日提出、東白川村長。

内容でございますが、計画期間の変更でございまして、変更前が平成18年度から平成27年度までとなっておりますが、変更後、平成18年度から平成26年度に変更しようとするものでございます。

これにつきましては、総合計画の後期計画策定に係る研修会や、さきの全員協議会でも御説明をしましたように、全体の年度を10年間から9年間にいたしまして、特に後期計画の期間を4年間にし、平成23年度から平成26年度までとして、村長の任期と連動させることにより、より政策実行型の計画とし、村長の任期ごとに見直しが行えるようにするものであります。

続いて、議案第46号 東白川村第四次総合計画後期基本計画の策定について。地方自治法に基づき、別冊のとおり東白川村第四次総合計画後期基本計画を策定しようとする。よって、同法第2条第4項の規定により議会の議決を求める。平成22年9月14日提出、東白川村長。

第四次総合計画後期基本計画につきましては、計画樹立の全体を通じて議会の皆様には御協力をいただき、ありがとうございました。今回の計画樹立は、庁内のプロジェクトチームにより策定方法や村民アンケートの実施、推進体制などについて検討を重ね、推進してまいりました。特に議員

の皆様方には、議員研修会として各分野ごとに研修会を開催し、計画樹立の早い段階での議論に参加いただくことにより、十分ではないまでも、今までにない形で計画ができたと考えております。

また、8月5日と16日の2回、審議会を開催し、委員の皆様方の意見を十分参考とするようにという附帯決議がついた上で、計画を妥当とする答申をいただいております。議会に対しましては、計画案を8月20日の全員協議会で御説明し、御意見をいただきました。

本日提出いたしました計画は、8月20日に説明いたしました原案に対し、資料の終わりの方にございます議案説明資料1ページに附帯表がございますが、安倍委員さんからの御意見をいただいた人口対策のうち、結婚推進策について、第2章の、安全で快適な暮らしが実感できる住みよさのある村づくりの章でございますけれども、第4節地域活性化のところで、第2項の定住促進の計画の31ページを変更して提案をさせていただくものでございます。施策の目標の表現、アンダーラインがついてございますが、「定住促進や村内において新たな家庭を築いていただくための環境を整備します」と変更してあります。また、人口対策の分類の項では、③で転出抑制戦略を追加しております。現状と現行の問題点の項では、「これらの要因は、村内に就業先が少ないことや、高等学校が村からの通学圏内に少ないこと、また、村内で活動する単身者の伴侶との出会いの場が少ないことなどであり、今後改善していく課題です」と変更いたしました。

次に、その対策の項で、「単身者の伴侶との出会う機会の向上に努めます」という表現を追加いたしました。対策については「出会いの場構築活動」を、主要事業の項では「結婚促進事業」を追加記載いたしました。

以上、前回の全員協議会に提案いたしました案をこのように修正して後期基本計画を提案させていただきますので、よろしくお願いします。

○議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第45号 東白川村第四次総合計画基本構想の変更についてから、議案第46号 東白川村第四次総合計画後期基本計画の策定についてまでの2件について、一括して採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第45号 東白川村第四次総合計画基本構想の変更についてから、議案第46号 東白川村第四次総合計画後期基本計画の策定についてまでの2件は、原案のとおり可決されました。

◎議案第47号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（服田順次君）

日程第13、議案第47号 東白川村過疎地域自立促進計画の策定についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

参事 今井俊郎君。

○参事（今井俊郎君）

議案第47号 東白川村過疎地域自立促進計画の策定について。本村は、過疎地域自立促進特別措置法に基づき、別冊のとおり東白川村過疎地域自立促進計画を策定しようとする。よって、同法第6条の規定により、議会の議決を求める。平成22年9月14日提出、東白川村長。

この議案につきましても、前回の全員協議会で提出をしまして、別冊の計画書につきまして全員協議会で説明させていただいておりますので、詳細説明は省かせていただきます。

先ほどの総合計画と同じでございますが、議案説明資料の1ページに書いてございますように、第2章第4節地域活性化、第2項の定住促進の課題のところ、左の欄のような修正後ですが、「村内の単身者の皆様の出会いの場」というような文言を追加してございます。下線の部分を修正しましたので、お願いします。

なお、計画全体の構成につきましては、1ページから6ページは基本的な事項で、村の概況などを記載してございます。計画期間は、法律の延長期間に合わせて、平成22年度から平成27年度であります。7ページ以降は、九つの課題に分類して、それぞれ現況と問題点、その対策、事業計画という構成で編成してあります。以上でございます。

○議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第47号 東白川村過疎地域自立促進計画の策定についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第47号 東白川村過疎地域自立促進計画の策定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第48号から議案第53号までについて（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（服田順次君）

日程第14、議案第48号 東白川村営土地改良事業の施行についてから、日程第19、議案第53号 平成22年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第2号）までの6件について、補正関連により一括して議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

産業建設課長 松岡安幸君。

○産業建設課長（松岡安幸君）

それでは、議案第48号 東白川村営土地改良事業の施行について。村営土地改良事業を施行したいので、土地改良法第99条の2第2項の規定により議決を求める。平成22年9月14日提出、東白川村長。

記1. 事業名、村営土地改良事業、下親田地区。2. 施行区域、東白川村神土下親田地内。3. 事業計画の概要、事業種別、災害復旧事業、事業内容、地区面積2ヘクタール。4. 概算事業費、4,500万円。5. 施行年度、平成22年度から平成23年度。

下親田の災害現場につきましては、昭和62年の県営土地改良の県営畑総土地改良事業により圃場整備を行っております。今回、この災害復旧事業を行いますと、地形とか面積が変わってきますので、この地域だけ土地改良事業で再換地をするということになります。この事業費の4,500万というふうに上げておりますけれども、後ほど補正予算で出てきます災害復旧費の事業費とは下がってきております。県の方とこの事業計画の打ち合わせをしておりますときに、この補正予算の集計を出すときから金額が変わってきておりますので、若干こちらの4,500万の方が少なくなっていることをお断りしておきたいと思います。県の方から夏、できるだけ実情に近い金額でこの議決を受けておくよう指導も受けておりますので、よろしくお願いします。

○議長（服田順次君）

参事 今井俊郎君。

○参事（今井俊郎君）

それでは、議案第49号をお願いします。

議案第49号 平成22年度東白川村一般会計補正予算（第5号）。平成22年度東白川村一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,425万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億3,008万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正) 第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法並びに既定の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。平成22年9月14日提出、東白川村長。

2ページの「第1表 歳入歳出予算補正」、3ページに続いてございますが、それから4ページも省略をさせていただきますして、5ページの第2表の地方債の補正のところをお願いします。

まず追加でございますが、起債の目的は、災害復旧事業でございます。3,040万円の限度額とします。起債の方法、利率、償還の方法等は、今までの記載の内容と変更はございませんので、朗読は省略をさせていただきます。

続いて変更する部分でございますが、起債の目的の欄、臨時財政対策事業、変更前は8,700万でございましたが、変更後でございますが、限度額のところが1億2,940万円として、4,240万円を追加するものでございます。これは岐阜県の方からの指示があったということで、追加で補正をするものでございます。その他の方法、利率、償還の方法については変更はございません。

次に、7ページからの事項別明細書は朗読を省略させていただきますして、9ページをお開きいただきたいと思います。

歳入からお願いします。

歳入でございますが、13款の国庫支出金でございますが、1項3目の民生費国庫負担金5万3,000円の補正。これは、障害者自立支援給付金がふえたということで、これは補装具の関係の補助事業でございますが、国からの負担金をふやすものでございます。

次に、11目の災害復旧費国庫負担金5,089万円の追加でございます。先ほど来出てございます災害に対する国の負担分でございますが、林道災害復旧の国庫負担金252万5,000円、農地・農業用施設災害復旧国庫負担金が4,836万5,000円の内訳でございます。ただ、この金額につきましては、今のところまだ査定を受けておりません関係で、通常災害の率で金額が載せてございます。今後、査定等を受けてこの数字は変わってくるということでございますので、その点だけ御承知おきをいただきたいと思います。

次に、14款の県支出金でございますが、1項3目の民生費県負担金3万8,000円については、これは説明欄にございますように、民生委員の推薦会の負担金が1万2,000円、それから、先ほどと一緒にございますが、障害者自立支援給付負担金の県の方の2万6,000円の追加でございます。

次に、5項の県移譲事務交付金79万7,000円の追加でございますが、これは旅券発行移譲事務の交付金ということで、可茂管内、2月から一斉に県より事務の移譲を受けまして、東白川村の役場の窓口で旅券発行の事務ができるようにするというための県の負担金交付金でございます。

歳出の方につきましては、後ほど説明をさせていただきます。

次に、14款の県支出金でございますが、2項4目の衛生費県補助金10万5,000円、これは新型インフルエンザの接種補助金でございます。

6目の農林水産業費県補助金505万7,000円、こちらでございますが、まず185万7,000円の農業費補助金の内訳でございますが、農業委員会の補助金と経営体育成交付金106万9,000円の追加でございます。内容につきましては、歳出の方で御説明いたします。

次に、2節の林業費補助金が320万ついてでございます。これが、森林整備地域活動支援交付金ということで追加になったものでございます。

7目の商工費県補助金144万円の追加、これは緊急雇用創出事業臨時特例交付金ということで、診療所の方でやっております、いわゆる外出支援バスの人件費の部分をこちらの雇用創出の方の事業で認めていただけたので、財源補正をするための県補助金の計上でございます。

それから、次のページへ参りまして、同じく14款でございますが、3項2目総務費県負担金4万1,000円については、これは国勢調査の委託金の追加でございます。

次に、8目の土木費県委託金9万2,000円の追加、これは商工会青年部にお願いをしております河川の維持管理、リバープレーヤーという事業でございますが、この委託金でございます。

次に、16款の寄附金でございますが、1項2目指定寄附金ということで、ごらんの方から3万円の寄附がございましたので計上しております。

次に、18款の繰越金、1項1目の繰越金1,243万9,000円、前年度繰越金の追加でございます。

次に、19款の諸収入、4項4目雑入でございますが、47万5,000円、これはCATVが雷に5月に遭いまして、そのときの保険金が決まったということで、歳入に上げるものでございます。

11ページ、村債の方でございますが、20款1項11目の災害復旧費3,040万円の追加でございます。これは、先ほどの1項の金額と一緒にございますが、いわゆる梅雨前線災害のための起債でございます。農林水産施設災害復旧債が2,440万円、内訳、林道が100万円、農地災害が610万、農地用施設災害復旧費が1,730万でございます。公共土木の方が320万、それから河川災害が280万、以上でございます。

次に、13目の方の臨時財政対策費は、交付税を補てんする起債でございますが、先ほど起債の欄で説明しましたように4,240万の追加でございます。

次に、歳出の方でございますが、2款の総務費、1項1目の一般管理費29万円の補正が載っております。説明欄をごらんいただきたいと思います。まず総務一般管理費は29万円でございますが、内訳は、職員手当については業務当直手当を減額して、防災勤務の手当をふやすものでございます。これは、注意報等がたくさん出たということで予算が足りなくなったため、業務当直手当からの変更ということです。

次に、需用費のところですが、修繕費18万9,000円は、これは役場庁舎前の浄化槽の水漏れ対策の修理を行ったということでございます。それから、工事請負費崩土除去工事は、総合グラウンドの上に四つほど倉庫がございます。ここと山との間に非常にしみ崩れがたくさん落ちてきまして、これを除去したいと。倉庫の中にも入ってくるような状況でございますので、これを除去するための工事費でございます。

5目の財産管理費5万8,000円の追加でございます。まず5万円は、説明欄にございますが、庁

用車管理費としてポータブルのカーナビを購入したいということでございます。フォレストスタイルの事業、それから上棟式等が県外である場合、車が、1台、今村長車しかカーナビがついてございませんので、ほかの車で行くときに、安全のこともありまして、1台購入をしたいということです。

次の行政情報化推進費の8,000円は、今週末に行う予定でございますが、庁内ネットワークを更新することに伴いまして、ウイルス対策の関係で、古いパソコンを更新すると、クライアントソフトを入れかえないかんということで、そのための作業手数料が8,000円発生をいたします。この補正でございます。

次に、10目の地域情報化事業費60万9,000円、これは、先ほど歳入のところでもございましたけれども、雷で被害を受けた告知端末機10台を購入するものでございます。

次に、2款の総務費でございますが、戸籍住民基本台帳費のところでございますが、84万円の追加でございます。次のページにちょっと内訳が入ってございますが、先ほど申し上げましたように、いわゆるパスポートの申請事務を窓口でやるというために県の委託金を受けて整備をするもので、2月からやるということで、需用費、役務費、委託料、備品購入費等でございます。備品につきましては3台ございまして、旅券発行の端末機、それからICチップの入っております情報読み取り装置、それから、古いパスポートを破砕する専門の機械というもので構成されてございます。

次に、2款の総務費、5項1目の統計調査費、これは1万9,000円の減額になりますが、費用の確定によりまして整備をさせていただくものでございます。

次のページでございますが、民生費、1項1目の住民福祉費38万5,000円の追加でございます。これは38万5,000円、説明欄にございますように、後期高齢者医療療養給付費の前年度精算金の確定による返還でございます。

それから、保健福祉費の3目のところ、3万円は、説明欄、積立金、先ほどの寄附金の積立金の費用でございます。民生委員会費は1万2,000円の、これは財源補正でございます。それから、障害者地域生活支援事業、これは26万2,000円の追加でございますが、これはせせらき荘を使っている方の回数がふえたということで、これだけ追加をするものです。償還金については、前年度の地域支援国庫補助金の返還金でございます。1万2,000円、合わせて27万4,000円でございます。

次に、障害者自立支援事業では、扶助費で総務のところの補助金がございますが、追加が10万6,000円、それから償還金のところで前年度の国庫負担金としては精算返還金で147万、合わせて157万6,000円でございます。

次の4目の老人福祉費は、補正額はゼロでございますが、先ほど言いました、雇用創出の関係で財源補正をさせていただく外出支援サービス拡充事業の分でございます。

次のページでございますが、衛生費のところでございます。1目の保健衛生総務費7万9,000円について、これは役務費でございまして、保健センターにありますクレゾール石けん等の古い期限切れした薬品の処分をするための手数料でございます。

予防費89万4,000円については、これは今年度新たな新型インフルエンザ接種について、低所得

者に対する費用の助成が行われることに伴いまして、昨年の実績をもとに対象者の人数を修正するものと、また、子育ての支援の観点、追加策として、中学生以下の接種費用の助成額を当初予算に上乘せして、全額補助としてインフルエンザのワクチンを打っていただけるようにするものの経費が計上されてございます。増額で89万4,000円です。ちなみに、非課税世帯が90人、保育園から小学生までが191人、中学生75人、1歳から未就園児までが35人、合計391人に対する助成でございます。

次に、環境対策費でございますが、これは簡易水道の方に加入金の歳入があったために、一般会計から繰り出す特別会計の繰出金を40万円減額するものでございます。

次に、6款の農林水産業費、農業費、1目の農業委員会費でございますが、6万5,000円は、農業委員会活動費として県の助成を得て、農地法の改正がございまして、その施策普及のパンフレットを購入するもので上げたものでございます。

次に、3目農業振興費でございますが、322万9,000円の補正でございます。まず77万5,000円につきましては、農地銀行の活動事業として、先ほどの農地法改正に伴いまして、県の助成を得て農業行政情報システムの農地台帳作成の関係でございますが、全通改正するための委託料でございます。

次に、245万4,000円の補正でございますが、経営体育成交付金事業ということで、補助金ということでございますが、トマトをやってみえます菱田認定農業者への補助ということで、ハウス増設7棟分の費用について、国・県、国の補助金が、補助対象の部分が106万9,000円、それから村費が71万2,000円、また村単の補助が2分の1の補助ということで67万3,000円、支柱等の購入費用になるかと思いますが、合計で245万4,000円助成をするというものでございます。

次に、6款1項7目の農地費、こちらは7万円の補正でございますが、災害復旧に必要な土木積算システム保守料の追加でございます。

次に、農業水産業費の2項2目の林業振興費320万円、歳入のところにもございましたが、森林整備地域活動支援交付金事業、境界の明確化や圃場の整備等の事業は既に先ほど出ておりますが、今回、被害状況の確認等の320ヘクタールの追加があったということで、320万円の補正をするものでございます。

7款の商工費、1項2目の地域づくり推進費でございますが、まず補正額135万円、内訳100万は、商工会の方から要望がございましたプレミアム商品券の発行に対する補助金でございます。

次に、次のページへ参りますが、こもれびの里の総合管理事業で35万円、17ページでございますが、こちらはレストラン味彩の方の給湯器が壊れたということで更新をするものでございます。

次に、8款の土木費、2項1目の道路橋梁維持費、こちらは26万8,000円の追加でございますが、きめ細やかな繰越事業で、村道の神戸ナベ線の退避所をつくる事業が予定されておりますが、設計が決まりましたので、退避所をつくる場所の山側のところの立木の補償金でございます。

次に、土木費の住宅費、1目の住宅管理費39万8,000円の補正でございますが、これは住宅管理費のところ、清流荘のB棟1号のボイラーと、曲坂住宅C棟のダイニング等のクロス等の張りか

え修繕のための費用を追加させていただくものであります。

次に、8款4項1目の河川砂防費、これは先ほど歳入で説明しましたように、リバープレーヤーの委託料ということで、瀬音公園、つちのこ館の上流、それから宮代のオートキャンプ場のあたりの草刈りをお願いするものであります。

9款の消防費でございますが、1項1目の非常備消防費3万3,000円の追加、これは先ほど一般質問でございました、8月8日の上親田の木工所の火災の際の出動手当でございます。

次に、2目の消防施設費23万5,000円、まず10万3,000円は、今年度の事業で3部のポンプ自動車のオーバーホールをやっておりますが、このときにタイヤハウスの腐食が見つかったということで、追加費用で修理をするものであります。

次に、越原コミュニティの消防センター管理費の13万2,000円は、地域から要望がございました、駐車場が暗いということで、ここに街路灯を設置するための費用でございます。LEDの照明を考えているということでございます。

次に、10款の教育費、2項2目の教育振興費、次のページにわたっておりますが、小学校の就学援助事業ということで、19ページをお開きいただきますが、小学校費のところでは準要保護の追加ということで2万7,000円の追加でございます。

10款3項の中学校費、学校管理費のところは、備品購入費で5万円計上してございます。これは、家庭科教室の冷蔵庫が壊れてしまったということで、新たに購入する備品購入費でございます。

次に、10款5項1目の保健体育総務費、こちらは4万3,000円でございますが、本年度、岐阜県で行われます全国体育指導員の研究大会に、当村の体育指導員の方に出席をしていただくための経費を計上したものであります。

次のページでございますが、災害復旧費ということで、11款1項1目の農業用施設災害復旧費につきましては、1億2,016万7,000円の補正でございます。説明欄にございますように、箇所的には工事請負費のところに書いてございます下親田農地災害復旧工事から残土処理の事業までで、そういった箇所の工事、それから需用費、負担金、立木補償費等の合計でございます。1億2,016万7,000円。

2目につきましては、林業用施設災害復旧費ということで425万円計上してございますが、こちらは村単独の災害復旧工事とか、加茂東線の林道災害復旧工事の費用でございます。いずれも需用費と工事請負費でございます。

次の21ページでございますが、こちらは公共土木の方の関係でございますが、道路橋梁災害復旧費ということで332万8,000円の計上でございます。こちらは4路線でございまして、工事請負費となっております。

次に、2目の河川の災害復旧費283万5,000円、こちらは5ヵ所ほどの河川の災害復旧ということで計上してございます。

災害復旧につきましては、先ほどの議案で説明がございましたとおり、全体を通じて国の災害の査定前の数字であること、それから、災害のところでちょっと説明しましたように、国の補助金に

については、通常の補助率を使って現在予算を立ててございます。農地で50%、農業施設65%、林道災害65%として計算してございます。これが査定を受けまして、激甚の指定等を受けますと、補助率が上がってくる予定でございますが、現在確定ではございませんので、この通常災害の財源でやってあるということを御理解いただきたいと思います。また、補助率でありますとか補助対象額をふやすための設計変更等も今後十分考えられてまいります。今回の予算は、着手のための最初の予算の形であることを御理解いただきたいと思います。

そういった地味で、先ほど産業建設課長が申しあげましたように、土地改良事業の議案の総事業費とは合致しておりませんが、日々いろいろ折衝をして、今現在変更しつつあります。28日には査定を受けて、その時点になると大分固まってまいるかと思いますが、なるべく一般財源を使わないように、有利な財源措置を得られるよう努力をして、この災害復旧事業をやっていききたいという考えでございますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（服田順次君）

村民課長 小池毅君。

○村民課長（小池 毅君）

議案第50号 平成22年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。平成22年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,024万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億5,717万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成22年9月14日、東白川村長。

次の2ページの「第1表 歳入歳出予算補正」から4ページの補正予算の事項別明細書までを省略させていただき、5ページの歳入から説明をさせていただきます。

歳入、1款国民健康保険税、1項1目一般被保険者国民健康保険税、補正額は57万9,000円の減でございます。これは、本算定によりまして現年度の国民健康保険税が確定しましたので、減額補正をするものです。内訳は、医療給付費分42万1,000円の減、介護納付金分7万円の減、後期高齢者支援金分8万8,000円の減です。

続きまして、2目の退職被保険者等国民健康保険税、補正額は69万5,000円の減でございます。理由は1目と同じです。内訳は、医療給付費分47万4,000円の減、介護納付金分8万3,000円の減、後期高齢者支援金分13万8,000円の減です。合計127万4,000円の減になっております。

10款繰越金、1項1目、補正額は1,241万3,000円の増でございます。これは前年度繰越金からの予算充当でございます。

11款諸収入、4項5目雑入です。補正額は89万3,000円の減でございます。これは、診療報酬支払基金の預託金の返還金ということですが、22年度の歳入予定でしたが、21年度に歳入されましたので、減額補正を行うものです。

次のページへ行っていただきまして、歳出、10款諸支出金、1項3目償還金、補正額は1,024万

6,000円の増でございます。これは、前年度の給付費精算により、療養給付費負担金、退職医療交付金、出産育児一時金の返還が発生しましたので、返還をするための増額補正です。

次に、議案第51号 平成22年度東白川村介護保険特別会計補正予算（第2号）。平成22年度東白川村介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ946万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,806万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成22年9月14日提出、東白川村長。

次のページの「第1表 歳入歳出予算補正」から4ページの事項別明細書を省略させていただき、5ページの歳入から説明させていただきます。

歳入、7款繰越金、1項1目繰越金、補正額は946万6,000円の増になっております。これは、前年度繰越金からの予算充当でございます。

3. 歳出、7款諸支出金、1項2目給付費償還金、補正額は916万円の増でございます。これは、前年度の介護給付費の精算により返還金が発生したため、返還のための増額補正を行うものです。内訳は、国庫負担金返還金が286万5,000円の増、支払基金交付金返還金が574万円の増、県費負担金返還金が55万5,000円の増です。

続きまして、3目の交付金返還金、補正額は30万6,000円の増でございます。理由は2目と同じです。内訳は、地域支援支払基金交付金返還金が13万5,000円の増、地域支援国庫交付金返還金が11万4,000円の増、地域支援県交付金返還金が5万7,000円の増です。合計946万6,000円の増でございます。

続きまして、議案第52号 平成22年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第3号）。平成22年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ59万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,537万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成22年9月14日提出、東白川村長。

次の2ページの第1表から4ページの事項別明細書まで省略させていただき、5ページの歳入から説明をさせていただきます。

2款繰入金、1項1目一般会計繰入金、補正額は40万円の減でございます。これは、加入者分担金との財源補正になっております。

3款繰越金、1項1目繰越金、補正額は59万円の増でございます。これは、前年度繰越金からの予算充当でございます。

5款分担金及び負担金、1項1目分担金、補正額は40万円の増です。これは、新規水道加入者1名分の加入金です。

次のページに行っていただきまして、歳出、3款施設維持管理費、1項1目施設維持管理費、補

正額は59万円の増でございます。内容は、日向第2加圧ポンプ場の雨漏りによる屋根修繕費25万2,000円と、水道積算システム導入委託料33万8,000円の増額補正になっております。以上です。

○議長（服田順次君）

診療所事務局長 安江弘企君。

○国保診療所事務局長（安江弘企君）

議案第53号 平成22年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第2号）。平成22年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ33万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,091万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成22年9月14日提出、東白川村長。

2ページの第1表、それから4ページの事項別明細書の総括も朗読を省略させていただきまして、5ページの歳入から説明をさせていただきます。

1款1項4目保健予防活動収益、補正額36万2,000円。

6款1項1目繰越金、補正額23万1,000円の減額でございます。

8款1項1目指定寄附金、補正額20万円。説明欄に書いてあります2名の方から寄附金をいただいております。

3. 歳出、1款1項1目一般管理費、補正額65万6,000円。説明欄にありますけれども、修繕料で65万6,000円。これにつきましては、非常用発電機の起動用バッテリーと、それから病棟の裏ですけれども、側溝が悪くなっておりますので修繕をするものです。負担金ですけれども、ことしから老人保健施設というふうになりまして、県の老人保健施設協会の会費として5万3,000円を計上させておっていただきます。

2款1項1目医業費、補正額52万5,000円。説明欄にありますけれども、備品購入費ということで、さきに自動分析装置を購入いたしました。予算よりも安く購入ができましたので減額をするものです。

3款1項1目基金積立金、補正額20万円。説明欄にありますように、基金を積み立てをするものでございます。

○議長（服田順次君）

それでは、ここで質疑を行います。

〔挙手する者あり〕

2番 桂川一喜君。

○2番（桂川一喜君）

17ページの一般会計の支出の商工費の中で、ガスの給湯器というものが予算でお願いしますということを出ているんですが、ちょっと質問なんですが、こういうものは村でもともと持っている設備であったものが故障したということまではわかるんですが、先ほど一般質問のときに少し伺った、

例えば水道代ですとか浄化槽のときに、受益者がはっきりしているものについては受益者負担というようにことをちょっと言っておられたとき、このようなものは、実は受益者というのが存在しているのかしていないのかという解釈をどのようなお考えでおられるかということだけちょっと伺っておきたいと思いますけど。

○議長（服田順次君）

産業建設課長 松岡安幸君。

○産業建設課長（松岡安幸君）

この17ページの味彩のガスの給湯器の件につきましては30万を超えております。味彩は、先ほど参事が言いましたけれども、A、B、CのBになっておって、30万以上の備品の修繕については村が修繕をするというようになっていますので、それに従って修繕を行わせていただきます。

○議長（服田順次君）

ほかに。

〔挙手する者あり〕

5 番 今井保都君。

○5 番（今井保都君）

今回の補正予算につきましては、災害復旧費がほとんどを占めるわけでございますけれども、予算が通りますと、すぐ復旧に向けて動き出すわけでございますけれども、何せ四十数ヵ所の事業を、発注の仕方といいますか、村民は復旧を一日も早く願っていると思うんですけれども、何せ発注となりますと業者も限定されますから、ある程度、数もそう多いわけではございませんので、流れとしてどのような流れで復旧ができるのか、大まかな、例えば22年度中にはここまでできる、23年度中に持ち越されるとか、今わかっているだけで、大体大まかな見当でも結構ですので、教えていただきたいと思います。

○議長（服田順次君）

産業建設課長 松岡安幸君。

○産業建設課長（松岡安幸君）

先ほど、3 款の説明の中に災害査定という話がありました。9 月28日に農地と林業用施設の災害査定が、東海農政局の査定官、東海財務局の査定官 2 人が現地へ来て査定されます。あと、10月が林道施設という関係で、査定官がそれぞれ査定をされまして、そうすると、ここまでは補助対象ですとかって、切っていかれます。そうすると事業が確定してきます。それが10月の頭に決まりますので、10月の下旬ごろには工事発注になります。22年度中にはすべて完了をしたいと思っております。

それで、先ほど言いました換地のことですが、今年度事業をやりまして、換地の作業が23年度になりますので、一応22年度から23年度という形をとらせていただきました。

それと、あと専決処分ところで機械借上料がございましたけれども、災害のところで一時的な作業は、あの機械の借り上げで土砂排除などをやっております。今回のこの補正の部分は、本格

的な復旧をするというような予定でございますので、よろしくお願いします。

○議長（服田順次君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

2番 桂川一喜君。

○2番（桂川一喜君）

一般会計の12ページの件なんですけど、これはただ分類上ちょっと疑問点が、ポータブルナビゲーションについては、たしかに庁用車につける備品だということは理解したんですけども、フォレストスタイルについては、今後、独立していくための見守り等をしていくためには、どこか1カ所にしっかり会計をまとめていただけたら本当はわかりやすいんじゃないかという意味で、こういうふうに分散していくような形での予算請求というのは、何とかどこかにまとまっていかないかということをおっしゃったんですが、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（服田順次君）

参事 今井俊郎君。

○参事（今井俊郎君）

今回、説明の欄で、たまたまフォレストスタイルに出張が多いでという説明をしたのでそういうふうにお感じになったかもしれませんが、今回のカーナビについては、どんなふうにも使えるということで、これは庁用車の管理費で支出するのが一番最適だというふうに考えて予算をつくったものでございますので、今後の、議員おっしゃるような、フォレストスタイルの事業についての費用はやはりフォレストスタイルで管理をすべきものでありますが、このカーナビについては、庁用車、どれでも使えますので、たまたま例がフォレストスタイルでございましたが、一般的なことでございますので、庁用車管理費で処理をしたいと思います。

○議長（服田順次君）

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第48号 東白川村営土地改良事業の施行についてから、議案第53号 平成22年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第2号）までの6件について、一括して採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第48号 東白川村営土地改良事業の施行についてから、議案第53号 平成22年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第2号）までの6件は、原案のとおり可決されました。

◎同意第7号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（服田順次君）

日程第20、同意第7号 東白川村教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

同意第7号 東白川村教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて。次の者を東白川村教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。平成22年9月14日提出、東白川村長。

記、氏名、安江千章、生年月日、昭和33年2月16日、住所、東白川村越原992番地の6。

本件は、5名の教育委員において、うち1名の任期が9月30日に満了いたしますので、次の任期における教育委員の任命につき、同意をお願いするものであります。

越原陰地の安江千章氏は、平成14年より現在まで、2期8年にわたって教育委員をお務めいただいております。また、平成18年からは教育委員長として御尽力いただいております、次の任期も引き続きお願いしたいというものです。安江千章さんは、教育の重要性を深く認識され、積極的な教育委員活動を推進されるとともに、村内はもとより、郡内の教育関係者の信望も厚く、適任者でございます。なお、御本人の内諾も得ておりますので、御同意くださるようお願いをいたします。

○議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから同意第7号 東白川村教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、同意第7号 東白川村教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定しました。

ここで暫時休憩とします。開会は55分から行います。

午後2時43分 休憩

午後2時55分 再開

○議長（服田順次君）

それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

◎認定第1号から認定第8号までについて（提案説明）

○議長（服田順次君）

日程第21、認定第1号 平成21年度東白川村一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第28、認定第8号 平成21年度東白川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてまでの8件を、決算認定関連として一括して議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

認定第1号 平成21年度東白川村一般会計歳入歳出決算認定について。平成21年度東白川村一般会計歳入歳出決算は、東白川村監査委員の審査の結果相違ないので、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付する。平成22年9月14日提出、東白川村長。

認定第2号 平成21年度東白川村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。平成21年度東白川村国民健康保険特別会計歳入歳出決算は、東白川村監査委員の審査の結果相違ないので、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付する。平成22年9月14日提出、東白川村長。

認定第3号 平成21年度東白川村老人保健特別会計歳入歳出決算認定について。平成21年度東白川村老人保健特別会計歳入歳出決算は、東白川村監査委員の審査の結果相違ないので、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付する。平成22年9月14日提出、東白川村長。

認定第4号 平成21年度東白川村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。平成21年度東白川村介護保険特別会計歳入歳出決算は、東白川村監査委員の審査の結果相違ないので、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付する。平成22年9月14日提出、東白川村長。

認定第5号 平成21年度東白川村簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について。平成21年度東白川村簡易水道特別会計歳入歳出決算は、東白川村監査委員の審査の結果相違ないので、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付する。平成22年9月14日提出、東白川村長。

認定第6号 平成21年度東白川村下水道特別会計歳入歳出決算認定について。平成21年度東白川

村下水道特別会計歳入歳出決算は、東白川村監査委員の審査の結果相違ないので、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付する。平成22年9月14日提出、東白川村長。

認定第7号 平成21年度東白川村国保診療所特別会計歳入歳出決算認定について。平成21年度東白川村国保診療所特別会計歳入歳出決算は、東白川村監査委員の審査の結果相違ないので、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付する。平成22年9月14日提出、東白川村長。

認定第8号 平成21年度東白川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。平成21年度東白川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は、東白川村監査委員の審査の結果相違ないので、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付する。平成22年9月14日提出、東白川村長。

平成21年度決算説明

本日、ここに東白川村議会第3回定例会に、平成21年度一般会計並びに特別会計7会計の決算認定議案を提出し、平成21年度における村政の概要と予算執行の結果を御報告いたします。

平成21年度、我が国の政治と経済は大きな転換の渦の中にありました。政治は、21年9月の衆議院総選挙により民主党政権が誕生し、選挙のマニフェスト実行についてさまざまな方向転換や新政策が実施検討されてきました。

経済情勢は依然として厳しく、世界同時不況の影を引きずりつつも、海外経済の持ち直しもあって、緩やかな景気回復の基調にあるとされてまいりました。しかし、失業率は依然として高水準にあり、現在は円高・株安の状況となり、先行きはまことに不透明であると言わざるを得ません。こうした経済状況は本村の経済にも大きな影を落としており、農林業、商工業とも大変な状況であると認識しております。21年度は、こうした状況に対し、政府の交付金により経済対策事業に積極的に取り組み、総額で約3億円に上る経済対策事業を実施いたしました。

また、本村にとっては立村120周年の記念すべき年であり、先人の偉業に感謝するとともに、村民の皆様と手を携えて村民参加型の本来の協働社会をつくり上げることを決意いたし、立村120周年記念事業を実施できましたことも特筆すべきことであります。幸いにも大きな災害もなく、順調に各事業が実行できましたことにつきまして、議会の皆様を初め村民各位の多大なる御尽力に感謝を申し上げ、以下、決算について、その大要を申し述べます。

第1 各会計決算総額等の状況

一	般	会	計	歳入総額	29億5,190万7,263円						
		同		歳出総額	25億7,009万6,396円						
		同		差引残額	3億8,181万867円						
国	民	健	康	保	険	特	別	会	計	歳入総額	4億168万791円
				同						歳出総額	3億5,195万5,557円
				同						差引残額	4,972万5,234円
老	人	保	健	特	別	会	計	歳入総額	1,174万8,409円		
				同				歳出総額	452万9,320円		

同	差引残額	721万9,089円
介護保険特別会計	歳入総額	2億3,346万9,491円
同	歳出総額	2億119万5,518円
同	差引残額	3,227万3,973円
簡易水道特別会計	歳入総額	1億9,292万7,736円
同	歳出総額	1億7,872万9,848円
同	差引残額	1,419万7,888円
下水道特別会計	歳入総額	2,196万8,772円
同	歳出総額	2,022万2,771円
同	差引残額	174万6,001円
国保診療所特別会計	歳入総額	3億2,771万726円
同	歳出総額	2億9,554万2,909円
同	差引残額	3,216万7,817円
後期高齢者医療特別会計	歳入総額	3,280万7,697円
同	歳出総額	3,100万1,930円
同	差引残額	180万5,767円
特別会計合計	歳入総額	12億2,231万3,622円
同	歳出総額	10億8,317万7,853円
同	差引残額	1億3,913万5,769円
総額	歳入総額	41億7,422万885円
同	歳出総額	36億5,327万4,249円
同	差引残額	5億2,094万6,636円

第2 一般会計

平成21年度予算は、年度中途の補正や繰越事業を加えた最終予算総額は27億8,197万1,000円で、前年度対比8.2%増となりました。

決算では、歳入歳出差引残高から翌年度へ繰り越す財源を差し引いた実質収支は、前年度より多い3億5,628万6,000円となっております。

歳入では、まず自主財源に注目してみますと、その主体であります村税は、村民税個人分等の減により、前年度より少ない2億903万1,000円となっております。

また、未納額は2,504万1,000円となり前年度より多くなりましたが、滞納整理につきましては、鋭意努力をいたしております。

分担金・負担金は前年度より240万6,000円減となりましたが、これは、主に保育料の減が影響しております。

使用料及び手数料はほぼ横ばいですが、前年度より40万9,000円増となりました。

寄附金は、前年度より85万9,000円増となりましたが、これは、ふるさと思いやり基金や豊かな

森づくり基金への指定寄附金に御理解をいただいている結果です。

諸収入は、前年度より3,256万円の増となりましたが、これは、主に経済危機対策臨時交付金関連の土地改良連合会助成金が798万2,000円、平成20年度の後期高齢者療養給付費負担金の精算還付金732万8,000円などがあったためです。

以上、自主財源の総額は6億5,662万8,000円で、歳入総額の22.2%で、前年度より3.8%増となっております。

次に、依存財源に注目してみますと、歳入全体の44.6%を占めます地方交付税は、地方再生対策費と地域雇用創出推進費が別枠で交付されたため、前年度より6,202万4,000円増となりました。

地方譲与税や各種交付金は、景気の影響を受け、前年度より521万8,000円の減となりました。

国庫支出金は、前年度より2億9,210万4,000円の大幅増となりましたが、小学校大規模改造に係る補助金や国が経済対策として行った五つの地域活性化・臨時交付金などがあったためです。

県支出金は、未整備森林緊急公的整備導入モデル事業補助金が事業主体へ直接交付される仕組みに変更されたことなどにより、前年度より703万8,000円減となりました。

村債は、前年度より2億760万円の増となりましたが、これは主に小学校大規模改造事業の財源として借り入れたものと、臨時財政対策債の借入限度額が4,000万円ほどふえたためです。

依存財源の総額は22億9,527万9,000円で、歳入総額の77.8%となり、前年度より31.5%増となっています。

次に歳出では、決算総額25億7,009万6,000円で、前年度より23.3%増となりました。このうち人件費、扶助費、公債費の義務的経費は、合計で前年度より0.8%増となりました。

繰出金は、前年度より18.4%増となりましたが、国保診療所会計や簡易水道会計で、施設整備に係る繰り出しを増額したためです。

投資的経費は、小学校大規模改造事業や地域活性化の各種臨時交付金事業が実施されたため、前年度より243.9%と大幅増となりました。

積立金と投資及び出資金、貸付金の留保的経費では、財政調整基金で約1億5,000万円を積み立てましたが、平成20年度に2億円の積み立てを行っていたため、前年度より24.6%の減となりました。

以上が一般会計の決算の概要です。

第3 国民健康保険特別会計

歳入では、被保険者の数の減に伴い、保険料は前年より553万6,000円減、国庫支出金が1,053万1,000円減、療養給付費交付金が665万7,000円減、県支出金が339万4,000円減、共同事業交付金が2,333万7,000円の減となり、前期高齢者交付金が668万3,000円の増となりましたが、全体では前年度より2,393万円少ない4億168万円となりました。

保険料収納率は、現年度分は96.2%で前年度より0.5ポイント上がりましたが、過年度分は3.4ポイント下がっております。この滞納整理につきましては、村税とともに引き続き努力しているところであります。

歳出では、全体の60.8%を占める保険給付費は前年度より3,334万円減で、前年度より13.5%減となりました。歳出全体では、後期高齢者支援金、前期高齢者支援金、介護納付金、共同事業拠出金等の増となりましたが、老人保健拠出金が前年度より減額となり、0.7%の減となりました。

第4 老人保健特別会計

本会計は、被保険者が後期高齢者医療制度に移行したことにより、平成19年度で事実上終了し、過誤調整期間として平成22年度まで会計が残っています。歳入ではその主な財源は繰越金であり、前年度より3,464万9,000円少ない1,174万8,000円となりました。

歳出決算額は、医療諸費等の減により前年度より3,015万1,000円少ない452万9,000円となりました。

第5 介護保険特別会計

要介護・要支援認定者数は、年度末で122人となり、前年度と比較して1人減となりました。

本会計の歳出全体の86.5%を占める保険給付費は、施設介護サービス給付費及び特定入所者介護サービス費等の減により1億7,407万6,000円で、前年度より4.3%減となりました。

歳出決算額は、総務費、保険給付費及び基金積立金等の減で、前年度より1,014万2,000円少ない2億119万5,000円となりました。

第6 簡易水道特別会計

本年度は、中央監視設備及び大明神浄水場の原水濁度計の更新、大明神浄水場のろ過砂入れかえ工事及び県営中山間地域農村活性化総合整備事業の宮代集落農道工事に伴う水道管布設がえ工事等を行い、維持管理に努め、安全で清浄な水道水を御利用いただけるよう努力いたしました。

歳出決算額は、簡易水道事業費及び簡易水道基金積立等の増で、前年度より3,427万1,000円多い1億7,872万9,000円となりました。

第7 下水道特別会計

宮代・平西・平東・平中地区の小規模集合排水処理施設の維持管理を行いました。

歳出決算額は、施設維持管理費の減で、前年度より10万6,000円少ない2,022万2,000円となりました。

第8 国保診療所特別会計

国保診療所特別会計は2年目で、診療所化に伴い、引き続き看護師3名を研修派遣するなど収支の改善を図りましたが、歳入では、外来収益と療養収益等の医業収益は全体の68.0%を占め、一般会計からの繰入金は、経済危機対策及びきめ細かな交付金事業を合わせて1億199万1,000円で、歳入全体で3億2,771万円となりました。

歳出では、全体の63.1%を占める給与費は1億8,655万9,000円で、前年度より1.1%減となりました。歳出全体では、診療所入院棟空調施設改善工事、デジタルエックス線センサー及び超音波画像診断装置の更新事業の増により、前年度より1,904万3,000円多い2億9,554万2,000円となりました。

第9 後期高齢者医療特別会計

本会計は、平成20年4月にスタートしてから2年が経過しました。年度末受給者数は、前年度末より33人ふえ、631人となりました。

歳入では、保険料と繰入金で95.0%を占め、歳入全体で3,280万7,000円となりました。

歳出では、95.3%を占める後期高齢者医療広域連合納付金が2,955万2,000円で、歳出全体で3,100万1,000円となりました。

第10 総括

以上のとおり、平成21年度決算について申し上げましたが、課題別にその成果について御報告申し上げます。

財政については、財政健全化法による四つの指標の改善に留意して運営した結果、実質公債費比率は21年度単年度では15.3%となり、3年間平均では16.7%となり、起債に国の許可が必要な18%を計画どおり脱却いたしました。

また、第三セクターや事務組合の将来の債務負担等も計算に入れて算出する将来負担率も73.3%であり、健全であるという判断です。また、懸案であった財政調整基金への積み立ても、約1億5,000万円積み立てし、基金残高は4億8,000万円とすることができました。これについては、まだ満足できる水準ではありませんので、今後も積み立てを計画的に実施してまいりたいと思っております。いずれにしましても、今後とも財政の健全化に努力してまいりますので、何とぞ御理解と御協力をお願いします。

平成21年度を総括して、その成果を各課別に報告してまいりますと、総務課では、前述いたしました立村120周年記念事業が、皆様の御協力により立派に開催できました。また、地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金、同生活対策臨時交付金、同経済危機対策臨時交付金、きめ細かな臨時交付金の各種交付金の円滑な事業実施に全庁を挙げて取り組みました。

情報通信係では、BSデジタル放送再放送機能整備事業を実施し、来るべき地デジ化の対策を立ててまいりました。

2年目の地域ICT利活用モデル構築事業は、フォレストスタイルのシステム構築を完了し、実質的な受注活動ができる体制を整備いたしました。

次に、年度途中からではありましたが、環境省の指定を受け、将来のエネルギーの地産地消対策とすべく、小水力発電による市民共同発電実現化可能性調査事業を実施しました。また、年度末には定年退職、勧奨退職等で5名の退職者が想定されたので、採用試験を実施し、4名を新採用することといたしました。

村民課では、課題となっています滞納対策については、村税等滞納対策連絡会議の検討をもとに徴収嘱託員を設置し、滞納額の増加の防止に努めるとともに、個別の滞納管理が徹底してできるように収納支援システムを導入整備いたしました。また、一般廃棄物対策では、旧越原茶工場を、ペットボトル、プラスチック等の回収ステーションと新世紀工房の大型農機具車庫の多機能複合型倉庫として有効活用できるように改修工事を実施しました。住宅対策では、清流荘の世帯用改装工事を実施し、需用の多い世帯用住宅を整備いたしました。また、経済危機対策交付金事業で、木曾渡

に定住促進住宅を建設するよう宅地の造成工事を実施し、繰り越しになりましたが、2戸の定住促進住宅を建築中であります。

産業建設課では、農業振興について、新たに耕作放棄地対策事業を実施し、10アール当たり1万円の奨励金を交付し、36件、165万4,000円の補助を行いました。中山間地域等直接支払推進事業は第2期対策の最終年度であり、第3期対策に向けてのアンケート調査を実施するなど、協定集落の皆様の御意見を伺いながら新しい交付方法について検討をまいりました。

林業振興では、新たな取り組みとして豊かな森づくり基金を創設し、企業3社や個人から60万円の寄附をいただきました。最初は小さな取り組みではありますが、都市の企業の協賛を得て交流事業等を実施し、今後、森林保全のための有効な手段の一つと考えております。森林整備地域活動支援交付金事業は、第2期5ヵ年計画の3年目として、境界の明確化や管理歩道の整備等の事業に対し、およそ1,500万円を6団地と公社に交付いたしました。

商工振興では、交付金を活用し、つちのこ館外構改修工事、こもれびの里施設改良事業では味彩の空調機器設置やまきストーブの設置などの事業を行うとともに、国の経済対策である緊急雇用対策で、河川の景観整備事業等でおおよそ2,200万円の事業を実施いたしました。また、新規事業として商工会が開始した商品券発行事業への運営補助と村内消費を図るために、プレミアム商品券発行分として170万円の助成を行いました。この結果、21年度では2,291万3,000円の商品券が利用され、村内消費増につながりました。

村土保全維持関係では、地籍事業を下親田地区及び大明神地区で継続して事業を行いました。また、国の補助制度や交付金制度を活用し、農地有効支援整備事業により土地改良施設の補修整備、橋梁点検委託事業、村道の改良や舗装修繕を実施しました。これらの事業総額は、前年度からの繰越分も入れましておよそ1億7,000万円余りに上り、少しは地域経済の底支えになったことと思っております。

教育委員会では、念願であった小学校大規模改造工事を総額2億6,951万円で完成することができました。また、交付金や国の補助制度を活用し、小学校体育館屋根改修工事、小学校太陽光発電設備工事、中学校体育館屋根改修工事、学校情報通信技術環境整備事業を実施し、教育環境を大きく改善整備することができた年でありました。また、はなのき会館ホール事業は、立村120周年記念事業として中部フィルハーモニー交響楽団の演奏会を実施し、特に中学生全員による合唱とのコラボレーションは、聞く人々に大きな感動を与えてくれたことは記憶に新しいところであります。

保健福祉、医療関係では、安心・安全な村づくり、障害者福祉、高齢者福祉等の事業を着実に推進するとともに、交付金や宝くじ助成金を活用し、診療所の入院棟の空調設備の更新、往診用軽車両の購入、せせらぎ荘のカーペット改修事業、外出支援車両の更新を実施しました。

以上、限られた予算で効率的な行財政運営ができましたことは、ひとえに議会を初め国・県当局の御指導・御支援と村内諸団体並びに村民皆様の御理解・御協力、さらには職員各位の熱意ある不断の努力のおかげであり、深く感謝する次第であります。何とぞ十分なる御審議の上、御認定を賜りますようお願いを申し上げ、決算説明といたします。

平成22年9月14日、東白川村長 安江眞一。

○議長（服田順次君）

会計管理者 安江清高君。

○会計管理者（安江清高君）

そうしましたら、別冊の平成21年度東白川村決算書をごらんいただきたいと思います。

2ページをごらんいただきたいと思います。平成21年度東白川村一般会計歳入歳出決算書。

歳入、1款村税、予算現額2億395万円、調定額2億3,407万2,641円、収入済額2億903万1,621円、収入未済額2,504万1,020円、予算現額と収入済額との比較が508万1,621円。

以下は、収入済額を読ませていただきます。

2款地方譲与税3,182万3,420円。

3款利子割交付金92万5,000円。

4款配当割交付金29万円。

5款株式等譲渡所得割交付金12万9,000円。

6款地方消費税交付金2,714万9,000円。

7款自動車取得税交付金975万7,000円。

8款地方特例交付金457万9,000円。

9款地方交付税13億1,670万1,000円。

10款交通安全対策特別交付金52万6,000円。

11款分担金及び負担金2,018万8,016円。

12款使用料及び手数料6,860万9,837円。

13款国庫支出金4億1,147万7,460円。

14款県支出金1億3,412万2,439円。

15款財産収入1,182万5,759円。

16款寄附金294万5,340円。

17款繰入金43万8,000円。

18款繰越金2億9,415万1,640円。

19款諸収入4,943万7,731円。

20款村債3億5,780万円。

歳入合計が、予算現額27億8,197万1,000円、調定額が31億2,522万6,529円、収入済額29億5,190万7,263円、不納欠損額ゼロ、収入未済額1億7,331万9,266円、予算現額と収入済額との比較では1億6,993万6,263円になっております。

8ページが歳出です。

議会費が、予算現額3,238万2,000円、支出済額3,182万405円、翌年度繰越額ゼロ、不用額56万1,595円、予算現額と支出済額との比較56万1,595円。

あとは支出済額を主に朗読させていただきます。

2 款総務費 6 億5,775万9,695円。ここは翌年度の繰越額が 1 億5,453万4,000円あります。

3 款民生費 3 億637万4,484円。ここも翌年度繰り越し84万円です。

4 款衛生費 3 億2,500万5,814円。

6 款農林水産業費 1 億9,462万6,348円。

7 款商工費7,283万3,859円。

8 款土木費 1 億2,926万5,265円。

9 款消防費7,124万8,184円。翌年度繰り越しが1,530万円です。

10款教育費 4 億4,540万5,741円。

12款公債費 3 億3,575万6,601円。

歳出合計27億8,197万1,000円、支出済額25億7,009万6,396円、翌年度繰越額 1 億7,067万4,000円、不用額4,120万604円、予算現額と支出済額との比較が 2 億1,187万4,604円。歳入歳出差引残額 3 億8,181万867円、この額が翌年度への繰越額になります。

平成22年 9 月14日提出、東白川村長。

14ページをごらんいただきたいと思います。

ここから特別会計になりますので、款のところと、収入済額または支出済額のみを朗読させていただきます。

平成21年度東白川村国民健康保険特別会計歳入歳出決算書の歳入。

1 款国民健康保険料7,777万734円。

2 款使用料及び手数料 4 万300円。

3 款国庫支出金8,147万9,110円。

4 款療養給付費交付金985万1,000円。

5 款前期高齢者交付金9,324万2,723円。

6 款県支出金1,252万1,393円。

7 款共同事業交付金3,018万6,184円。

8 款財産収入 9 万2,578円。

9 款繰入金2,384万3,818円。

10款繰越金7,124万7,810円。

11款諸収入140万5,161円。

歳入合計が、予算現額で 4 億975万3,000円、調定額 4 億2,352万3,721円、収入済額 4 億168万791円、不納欠損額ゼロ、収入未済額2,184万2,930円、予算現額と収入済額との比較では、マイナスの807万2,209円です。

次のページへ行きまして、歳出。

1 款総務費1,114万4,152円。

2 款保険給付費 2 億1,385万4,952円。

3 款後期高齢者支援金等4,327万6,942円。

4 款前期高齢者納付金等12万3,053円。

5 款老人保健拠出金291万9,090円。

6 款介護納付金1,471万613円。

7 款共同事業拠出金3,614万7,784円。

8 款保健事業費195万1,107円。

9 款基金積立金1,709万2,000円。

10 款諸支出金1,073万5,864円。

11 款予備費ゼロ。

歳出合計、予算現額 4 億975万3,000円、支出済額 3 億5,195万5,557円、翌年度繰越額ゼロ、不用額5,779万7,443円、予算現額と支出済額との比較5,779万7,443円で、歳入歳出差引残額が4,972万5,234円です。

平成22年 9 月14日提出、東白川村長。

24ページを説明いたしたいと思います。

平成21年度東白川村老人保健特別会計歳入歳出決算書。

歳入、1 款支払基金交付金ゼロ。

2 款国庫支出金ゼロ。

3 款県支出金 2 万168円。

5 款繰越金1,171万7,441円。

6 款諸収入 1 万800円。

歳入合計、予算現額512万7,000円、調定額1,174万8,409円、収入済額1,174万8,409円で、不納欠損額と収入未済額はゼロ円、予算現額と収入済額との比較は662万1,409円です。

歳出の方ですが、1 款総務費 5 万2,500円。

2 款医業諸費125円。

3 款諸支出金447万6,695円。

4 款予備費ゼロ。

歳出合計が、予算現額512万7,000円、支出済額452万9,320円、翌年度繰越額ゼロ、不用額59万7,680円、予算現額と支出済額と比較も59万7,680円で、歳入歳出差引残額が721万9,089円です。

平成22年 9 月14日提出、東白川村長。

30ページをお願いします。

平成21年度東白川村介護保険特別会計歳入歳出決算書。

歳入、1 款保険料3,507万8,600円。

2 款使用料及び手数料ゼロ。

3 款国庫支出金5,251万8,000円。

4 款支払基金交付金5,321万4,874円。

5 款県支出金3,065万133円。

6 款繰入金3,263万9,522円。

7 款繰越金2,887万1,744円。

8 款諸収入45万3,700円。

10款財産収入4万2,918円。

歳入合計、予算現額2億2,192万4,000円、調定額2億3,373万7,591円、収入済額2億3,346万9,491円、不納欠損ゼロ、収入未済額26万8,100円、予算現額と収入済額との比較が1,154万5,491円。

34ページへ行きまして、歳出。

1 款総務費647万6,282円。

2 款保険給付費1億7,407万6,948円。

4 款基金積立金604万4,000円。

5 款地域支援事業費352万4,000円。

6 款公債費ゼロ。

7 款諸支出金1,107万4,288円。

8 款予備費ゼロ。

歳出合計ですが、予算現額2億2,192万4,000円、支出済額2億119万5,518円、翌年度繰り越しゼロ、不用額と予算額と支出済額の比較は同じ額で2,072万8,482円です。歳入歳出差引残額が3,227万3,973円。

平成22年9月14日提出、東白川村長。

40ページへ行っていただきまして、平成21年度東白川村簡易水道特別会計歳入歳出決算書。

歳入、1 款使用料及び手数料5,124万380円。

2 款繰入金1億715万5,500円。

3 款繰越金1,481万4,964円。

4 款財産収入692円。

6 款村債910万円。

7 款国庫支出金910万円。

8 款諸収入151万6,200円。

歳入合計、予算現額1億8,949万8,000円、調定額1億9,336万4,489円、収入済額1億9,292万7,736円、不納欠損額ゼロ、収入未済額43万6,753円、予算現額と収入済額との比較342万9,736円。

歳出ですが、1 款総務費1,781万6,964円。

2 款簡易水道事業費3,836万200円。

3 款施設維持管理費1,425万9,247円。

4 款公債費1億829万3,437円。

5 款予備費ゼロ。

歳出総額は、予算現額1億8,949万8,000円、支出済額1億7,872万9,848円、翌年度繰越額754万9,000円、不用額321万9,152円、予算現額と支出済額との比較が1,076万8,152円。歳入歳出差引残

額1,419万7,888円。

平成22年9月14日提出、東白川村長。

46ページへ行っていただきまして、平成21年度東白川村下水道特別会計歳入歳出決算書。

歳入、1款使用料及び手数料745万5,600円。

2款繰入金1,219万2,000円。

3款繰越金207万1,804円。

4款財産収入1,207円。

7款諸収入24万8,161円。

歳入合計、予算現額2,118万7,000円、調定額2,196万8,772円、収入済額2,196万8,772円で、不納欠損額と収入未済額はゼロです。予算現額と収入済額との比較は78万1,772円です。

歳出、1款総務費616万2,628円。

2款施設維持管理費479万8,629円。

3款公債費926万1,514円。

4款予備費ゼロ。

歳出合計、予算現額3億2,118万7,000円、支出済額2,022万2,771円、翌年度繰越額ゼロ、不用額と予算現額と支出済額の比較は同じで96万4,229円。歳入歳出差引残額が174万6,001円。

平成22年9月14日提出、東白川村長。

52ページをお願いします。

平成21年度東白川村国保診療所特別会計歳入歳出決算書。

歳入、1款診療収入1億7,962万2,459円。

2款使用料及び手数料152万7,532円。

3款県支出金507万6,000円。

4款財産収入1万190円。

5款繰入金1億874万7,000円。

6款繰越金1,608万3,998円。

7款諸収入1,573万3,547円。

8款寄附金91万円。

歳入合計ですが、予算現額3億2,016万9,000円、調定額3億2,804万6,872円、収入済額3億2,771万726円、不納欠損額ゼロ、収入未済額33万6,146円、予算現額と収入済額との比較は754万1,726円。

歳出、1款総務費3,625万1,296円。

2款医業費2億4,770万671円。

3款基金積立金21万710円。

4款公債費1,138万232円。

5款予備費ゼロ。

歳出合計、予算現額 3 億2,016万9,000円、支出済額 2 億9,554万2,909円、翌年度繰越額844万2,000円、不用額1,618万4,091円、予算現額と支出済額との比較が2,462万6,091円。歳入歳出差引残額3,216万7,817円。

平成22年 9 月14日提出、東白川村長。

60ページをお願いします。

平成21年度東白川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書。

歳入、1 款後期高齢者医療保険料1,536万1,200円。

2 款使用料及び手数料 1 万400円。

3 款後期高齢者医療広域連合支出金17万9,740円。

4 款繰入金1,580万8,308円。

5 款諸収入30万1,274円。

6 款繰越金114万6,775円。

歳入合計、予算現額3,236万1,000円、調定額3,304万97円、収入済額3,280万7,697円、不納欠損額ゼロ、収入未済額23万2,400円、予算現額と収入済額との比較44万6,697円。

歳出、1 款総務費126万1,957円。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金2,955万2,153円。

3 款保健事業費18万7,820円。

4 款諸支出金ゼロ。

5 款予備費ゼロ。

歳出合計、予算現額3,236万1,000円、支出済額3,100万1,930円、翌年度繰越額ゼロ、不用額と予算現額と支出済額との比較は同じ額で135万9,070円。歳入歳出差引残額180万5,767円。

平成22年 9 月14日提出、東白川村長。

以上でございます。

○議長（服田順次君）

本件について、監査委員の決算審査結果及び意見について報告を求めます。

監査委員 安江正彦君。

○監査委員（安江正彦君）

それでは、議案の方のさっきの村長の説明の後をお願いします。

平成21年度決算審査意見書。地方自治法第233条第 2 項の規定により審査に付された平成21年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算を審査した結果及び意見は、別紙のとおりである。平成22年 9 月14日提出、東白川村監査委員 安江正彦、同じく安倍徹、東白川村長 安江真一様。

平成21年度決算審査意見書。

1. 審査の対象 平成21年度東白川村一般会計、国民健康保険特別会計、老人保健特別会計、介護保険特別会計、簡易水道特別会計、下水道特別会計、国保診療所特別会計及び後期高齢者医療特別会計。

2. 審査の時期 平成22年8月24日、25日の2日間。

3. 審査の方法 審査に当たっては、決算書、附属書類、関係諸帳簿及び関係書類により審査を行い、担当職員に説明を求め、決算計数の正確性、収支の合法性及び予算執行の妥当性の確認を行った。

4. 審査の結果 各会計とも決算は、関係諸帳簿及び証拠書類とすべて符合し、正確かつ合法的に処理されており、財産の管理状況、予算執行も適切であったと認めます。

5. 決算の概要

総括 平成21年度予算は、村民の生活を守り、希望を持って暮らしていけるよう「安心して暮らせる東白川」をスローガンに、東白川村第四次総合計画を基本として、財政改革路線を維持しながらも平成20年度の繰越事業とあわせて積極的な予算編成が行われ、1. 産業活動が活発な「にぎわいのあるむらづくり」、2. 安全で快適な暮らしが実感できる「住みよさのあるむらづくり」、3. 安心して暮らせる「やさしさのあるむらづくり」、4. こころの「ゆたかさのあるむらづくり」を目指し策定された予算です。厳しい財政状況の中ですので、費用対効果を念頭に行政サービスの取捨選択と、「入りを計り出づるを制す」の経済原則を加味しながら予算の執行が行われました。

平成21年度の会計決算は、一般会計、歳入29億5,190万7,263円、歳出25億7,009万6,396円、差引残額3億8,181万867円。特別会計（7会計）、歳入12億2,231万3,622円、歳出10億8,317万7,853円、差引残額1億3,913万5,769円。合計、歳入41億7,422万885円、歳出36億5,327万4,249円、差引残額5億2,094万6,636円になります。

平成21年度の実質収支は4億9,542万1,000円の繰り越しとなり、前年度と比較すると約倍額の2億3,998万2,000円の増となっています。

昨年同様、多額の繰越金が出た主な理由は、1. 地方交付税が予算計上額以上に確保できたこと、2. 国民健康保険、介護保険の保険給付費が予想以上に不用になったこと、3. 需用費などの経常経費の節減を図ったことなどです。

実質公債費比率は、県下ワーストワンから脱却して、さらに健全化が図られているところですが、本年度の実質公債費比率は、3ヵ年平均ですが、16.7%で、昨年の比率19.2%と比較すると2.5ポイント改善されています。なお、この比率の単年度を比較しても、19年度18.5、20年度16.5、21年度15.3%となっており、着実に減少しています。

また、他市町村と比較し少なかった財政調整基金も本年度約1億5,000万円積み立てられ、目標の4億5,000万円を3,000万円超過しました。この基金は、ことしのように大雨による集中豪雨等で大規模な災害が発生すると多額の災害復旧費も必要なことから、一定の積み立てが必要と考えます。

国は、昨年同様、景気対策を進めるために大規模な補正予算を執行し、村へも多額の補助金が交付されましたが、年度後半であったため事業の執行ができず、1億7,000万円余りが繰越明許費で翌年度へ繰り越されています。

一方、村民が負担すべき費用のうち、年度内に納められなかった額は、一般会計、特別会計を合わせ5,718万6,000円で、前年度と比較して約300万円増加しています。村税、国民健康保険料、介

護保険料、簡易水道料金、CATV加入負担金、CATV使用料、エコトピア住宅使用料、診療所診察料、住宅使用料、後期高齢者医療保険料で滞納が発生しています。この額は、村全体の歳入となるべき額の1.4%に当たります。担当課では、参事を議長とした「村税等滞納対策連絡会議」で全庁的な取り組みが行われ、さらに21年度から徴収嘱託員を設置し、懸命に滞納額減少を図られています。しかし、滞納は増加していますので、差し押さえも視野に入れ適切な徴収業務を行い、滞納額をふやさないこと、新規の滞納者を出さないことで完納者との不均衡が生じないよう一層の努力をお願いします。

一般会計の本年度は、国の地域活性化・生活対策臨時交付金、経済危機対策臨時交付金、きめ細かな臨時交付金など多くの交付金が交付され、あわせて小学校の大規模改造事業も実施されたことにより、歳出ベースで25億7,000万円で、前年と比較すると23%強の増になっています。その伸びはほとんど普通建設費に回っていますので、停滞ぎみであった村の商工業の活性化につながったと思います。加えて、雇用対策の事業も行われ、河川の環境整備とあわせて有効に活用されています。さらに、22年度へ1億7,000万円ほど繰り越しされていますので、有効な活用を期待します。

以下、各課別に申し上げます。

(1)総務課

平成21年度末起債残高は、一般会計25億4,047万9,000円、特別会計16億9,949万7,000円であり、総額は42億3,997万6,000円で、これらの平成20年度償還元金は3億7,467万6,000円であります。21年度に新たに起こした起債は、小学校大規模改造事業の借り入れが大きく、通年と比較しますと多目の3億6,690万円ありますが、起債残高は年々着実に減少していますので喜ばしいことです。

公用车を更新する場合、買い取りとリースを比較し有利な方を採用するのが経費節減になると思います、比較検討していただきました。今回の例の場合は、7%ほど買い取りの方が有利な結果になっていますが、買い取りの場合の車の維持管理に費やす人件費がないので一概に判断できないと思いますが、今後の更新の場合はさらに検討し、有利な方を採用していただきたいと思います。

(2)村民課

簡易水道事業を支える水道使用料は、給水の件数は増加しているものの、使用量、使用金額とも前年を下回っています。原因は、1世帯1栓の家庭がまだ4割近くあるようですので、安心・安全な水道水の利用をさらに勧めてください。

合併浄化槽の整備が年々なされ、年度末の普及率は約75%になっています。高齢者の世帯も多く、過去に普及したような割合で整備されることは難しいと思いますが、単独浄化槽の切りかえの普及とともに地道な推進を図り、白川の水質保全に努めてください。

(3)産業建設課

耕作放棄地事業が実施され、16ヘクタール強の農地に利用権が設定され、有効活用されていますが、まだまだ圃場整備された優良農地の荒廃が進んでいます。担い手不足や適当な作物がないとの声もありますが、農協、農業生産団体と連携を図り推進してください。

国の経済対策等の交付金を受け、多くの土木関連事業が実施されています。中でも小規模な土地

改良施設の修繕については、有効に利用されています。たくさんの施工箇所があったため、管理業務には苦勞されたことと思います。また、橋梁の点検も行われていますが、適切な修繕計画を樹立され、危険箇所は早急に修繕されることを望みます。

20年度、21年度で実施された地域ICT利活用モデル事業は、低迷する住宅産業を救う期待が膨らむ事業です。順次注文も入っているようですが、国産材の魅力をアピールし、一戸でも多くの住宅建築を望むものであります。現在、各ハウスメーカーでもローコスト等、懸命な売り込みを行っているところであり、運営も厳しいところがあると思いますが、当面は官民一体となって事業展開をしていただき、成果を上げていただきたいと思います。

(4)教育委員会

懸案であった小学校の大規模改修工事が完成し、リニューアルされた立派な校舎がオープンしました。あわせて体育館の屋根工事も完成し、快適な環境が整ったと思います。なお、工事期間中は、学校の授業とも並行していましたので、事故もなく竣工式を迎えられたことに関係者の方に感謝いたします。

また、経済対策事業で小・中学校に電子黒板等多くの機器が設置されました。今後はそれらの有効活用が課題となりますので、今後の指導をお願いします。

立村120周年記念式典が実施され、中部フィルハーモニー交響楽団のコンサートが行われました。中でもオーケストラと中学生全員の合唱は感動するものがありました。合唱に力を注いでいる中学校としては貴重な体験であり、今後の合唱活動に力を与えたと思います。

(5)国保診療所

20年度から従来の病院から診療所に変更になり、2年目を迎えました。外来患者、療養棟入院患者とも微増していますが、診療収益は6%ほど減少し、厳しい運営となっています。

独居老人、高齢者世帯が村の世帯の約1割あります。今後、さらにふえることが予測されます。

地域包括支援センターでは、社会福祉協議会と連携を図り、認知症予防対策などを実施されていますが、地域での見守りも必要と思われます。

結び。平成21年度の決算審査に当たり提出された資料は、写真、図表等を取り入れ、簡潔でわかりやすく、非常に見やすいものでした。それぞれ簡潔な説明をいただき、また、質問にも的確に返答いただきました。心から感謝申し上げます。

ただし、提出された資料に計算間違い等も見受けられました。担当者が作成し、係長、課長が決裁するシステムと思いますが、十分なチェックも必要と思います。

来年7月には、従来のアナログ放送が廃止され、地上デジタル放送に切りかわります。現在、その対応に苦慮されている家庭もあると思いますので、適切な指導をお願いしたいと思います。

インターネットの普及、上水・下水も整備され、「安心して暮らせる東白川」の環境は整いつつあります。長引く景気の低迷、混迷する政権政党、国の方針転換など不安材料もありますが、創意と工夫で豊かさが実感できる行政運営を期待し、意見とします。以上です。

○議長（服田順次君）

お諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

全員異議なしと認め、本日の会議はこれで延会することに決定しました。

お諮りします。明日15日は全員協議会開催のため、16日は議案調査のため休会としたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

全員異議なしと認め、15日は全員協議会開催のため、16日は議案調査のため休会とすることに決定しました。

明日15日の全員協議会は午前9時30分から協議会室にて、また17日の本会議は午前9時30分から会議を開きますので、お願いします。

それでは、本日はこれで延会します。

午後4時06分 延会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員